

参議院農林水産委員会會議録第二十一号

昭和四十二年六月三十日(金曜日)
午後一時十七分開会

委員の異動

六月三十日

兼任

補欠選任

温水 三郎君
園田 清充君
堀本 宜実君
櫻井 志郎君

大森 久司君
横井 太郎君
和田 鶴一君
宮崎 正雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

野知 浩之君

委員

任田 新治君
山崎 齊君
川村 清一君
中村 波男君
青田源太郎君
大森 久司君
岡村文四郎君
小林 篤一君
田村 賢作君
高橋雄之助君
津島 文治君
森部 隆輔君
八木 一郎君
横井 太郎君
和田 鶴一君
武内 五郎君
達田 龍彦君
鶴岡 哲夫君
村田 秀三君

衆議院議員

渡辺 勘吉君
北條 篤八君

農務大臣

本名 武君

政府委員

倉石 忠雄君

農林政務次官

久保 勘一君

農林省蚕糸局長

石田 朗君

水産庁長官

久宗 高君

事務局側

宮出 秀雄君

説明員

農林省農政局参事官 加賀山国雄君

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(米価問題に関する件)

○日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小漁業振興特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○外国人漁業の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日、温水三郎君、櫻井志郎君、園田清充君及び堀本宜実君が委員を辞任され、その補欠として大森久司君、宮崎正雄君、横井太郎君及び和田鶴一君が選任されました。

○委員長(野知浩之君) 農林水産政策に関する調査として、米価問題に関する件を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○渡辺勘吉君 簡単に大臣にお尋ねいたします。

大臣も御承知のように、米は直接統制でありまして、これは予約制の内容としておるわけでありまして、その予約制のたてまは、当時の米穀懇談会が政府に答申しておる内容から明らかに、作付前に価格をきめるべきであるという太い柱を政府に答申しておるわけでありまして、したがって、予約制を尊重される立場からい

えば、当然作付前に米価を決定して、安心してその決定した価格を受けとめて農家が生産に従事をするべきものでありますけれども、この予約制がとられてから昨年までの経過を見ますと、ことしも同様であります。意識的にか無意識的にか、生産者米価の決定は、国会の会期終了後に生産者米価の諮問の審議会が招集され、その後政府によって買い上げ価格が決定をされておる経過であります。

そこで、私、大臣に簡単に明瞭にお尋ねをいたしたいのでありますが、農家は、この予約制を前提として、米価が決定すれば概算金を受領して、それをもって夏場の資金繰りに充てておる。これも、大臣は、日常の農家の実態から熟知をされておることとあります。しかも、その夏場の金を政府から概算金で受領するという時期は、おそくとも七月十四日の盆前にはこれを用立てをする。こういうことになっておる。お盆は、申し上げるまでもなく、十四日であります。したがって、一体、ことしの生産者米価をいつごろにきめるめどで、いつごろ事前に政府が米価審議会を招集して大臣の諮問をされるのか、その日程は、いま、実に重大な関心事になっておるわけでありまして、したがって

て、私も、米価審議会の委員の一人として、上旬にはこの審議会は招集されるべきであると強い要請を委員会でも申し上げましたし、大臣もこれを受けとめておられるはずであります。したがって、麦の価格の告示も終了いたしました現段階におきましては、大臣としては、私がいま申し上げましたようなものもろの情勢を判断されまして、さだめし国民が期待するであらう、あすから七月になります。上旬に米価審議会を招集され、なおその後のいろいろな経過を経て米価を決定される手順をお持ちだと思っておりますが、七月の何日に米価審議会を招集される御用意でありますか、その点を七月何日と日にちだけを明確に御答弁を願えれば、私の質問はこれで終わります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 米の米審を開会していただく日になるべく早くきめたいと思っております。各方面といたしましていろいろ協議をいたしておるのであります。きのうもそういうことをやりましたのであります。まだ日取りを決定する都合になりません。このあいの米審の委員会でも申し上げましたように、準備の整い次第、なるべく上旬からおそくとも中旬にかけてはやりたい、こういうことで、できるだけ準備を急いでするようにいたしておるわけでありまして。

○渡辺勘吉君 準備の整い次第というのは、事務的な準備は、もう上旬にはできると事務局は言うております。したがって、準備とは何を言うのですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私どものほうでも、いろいろ事務的な資料整備その他のことは、これは一週間かそこらで急がしてやれば整えられると思っておりますが、やはり私も農林省だけではない。いろいろ決定をいたすにはそれだけの自由を持っておりますので、党その他と相談をいたしまして、なるべく早い機会に開会をいたしたいという

方向で相談を進めておる最中でありま

○渡辺勸吉君 私に約束された時間はもうありま

せんから、これ以上お尋ねはいたしません、こ
の際大臣に強く要請しておきますことは、なるべ
く上旬、中旬にかかるかもしれないという御答弁で
ありますが、それが中旬にかなりウエートがかか
りますと、会期が二十一日で終わりであります。
その会期末を控えて米価審議会が開かれますと、
米価審議会と本院における山積した重要法案の審
議において、非常な困難を政府当局がこれは期せ
ずして受けられるということは覚悟してかかるべ
きであるということに注意申し上げておきます。
○委員長(野知浩之君) 本件につきましては、こ
の程度にとどめます。

○委員長(野知浩之君) 日本蚕糸事業団法の一部
を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○北條篤八君 私は、生糸日本の伝統のある蚕糸
事業が停滞しまして、生産額が非常に落ちてまい
りまして、輸入までもしなきゃならないというよ
うなことに至ったその原因は何にあると大臣はお
考えでございませうか、まずもってその点を伺いた
いと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 原因はいろいろあると
思ひますが、一つには、化学繊維の発達によつて、
天然絹糸のシェアがだんだん侵されてまいりまし
た。一方におきましては、需要の異常な増加が逆
に出てきておるわけでありませう。そういうことで、
現在までのわが国の蚕糸業はいろいろの原因があ
るやうに思ひますけれども、まず最初に申し上げ
ましたのは化学繊維等の、何と申しますか、
急速な発達、少なくともわが国の蚕糸業につい
て大きな影響を持ってきた、これは見のがす
ことのできない事実であると思ひます。

○北條篤八君 かつて、昭和三十三年、四年ごろ、
政府は、反当八十円程度の補助金まで出して
桑園の減反をしました。そして、強制的とい

ますか、桑を抜かせて農民の生産意欲を喪失させ
たという事は事実であります。いまになってそ
の当時の誤り、推移を考へてみますと、生糸需要の
見通しの誤り、また、適地適産の認識不足、また、
場当たり的なごくたぐひの価格対策と、せんずるこ
ろは養蚕事業に対する軽視ということが原因じゃ
ないかと思ひます。そういう意味から、
私は政府の責任が非常に重大だと思ひます。昭和
三十六年に農業基本法が制定されました当時で
さえ、養蚕事業は斜陽産業視をしまして、そうして
農業基本法のいわゆる選択的拡大の対象からはず
されておったということ、軽視の何よりの証拠
じゃないかと思ひます。何と申してもこれは農政
の失敗と言わざるを得ないのでありますが、大臣
はその点をどう感じておられますか、その所信を
伺いたしたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) あの当時の施策につい
て私は批判するつもりはございませぬけれども、当
時の天然絹糸に対する需要の減退というものは、
北條さんよく御存じだと思ひます。にわか
にナイロンその他が伸びてまいりました。こうい
うことの結果、わが国の需要の一番得意先であ
りましたアメリカの婦人用の絹靴下というものは、
ナイロンににわか置きかえられてまいりました。
ところが、ナイロンの単糸、つまりよりをか
けない糸だけでは、どうも味わいが出ませんの
で、よりをかけるために日本の絹糸が必要である
というやうなことから、だんだんそういうことの
需要が回復してまいりました。

そういうときの状況の見きわめ方につきまし
て、あるいは化学繊維の発達の将来の見通しを過
大視した傾向はあったかも知れませんが、それ
は、その当時の政府というよりも、日本人全体が
そういうことを言っておりました。しかし、最近
の傾向を見ますと、やはりお蚕さんの口か
ら出た天然絹糸の持ち味というのについて非常
な魅力を感じて、私どもは、そういう意味で、当
時の日本人全体の一般的な通念が、天然絹糸とい

うもの、ことにいま申し上げたように非常に化
織が発達してまいりました時代における日本の養
蚕業というものは、御存じのごとく、繭も暴落
し、生糸も暴落いたしました。当時の政府は、御
承知のごとく、これを買いささるために非常な
努力をいたして、種々特殊法人などをつくりまし
て保護につとめたわけでありませうが、世界の大勢
にはかないませんでした。

しかるに、御存じのやうな傾向になってきてお
りますので、しかも、現在、なお中共あるいは韓
国などまでもそういうものの増産を将来を見越して
やってくるおそれがあることにつきましては、私ど
も現在の段階において将来を見越しましてやは
りこれの増産につとめるということは、国内農業
の対策としても、あるいは日本の貿易上の立場か
ら見ましても、ぜひ必要なことである、こう考へ
るわけでありませうが、あの当時のことは、一般
的傾向は私が申し上げたとおりだと思ひます。

○北條篤八君 そうしますと、政府として、減反
を奨励したといひますか、強制したのではないに
しても奨励したといひますか、やはり見通しを
誤った、この点については責任を感じておられる
わけですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 当時の政府の責任とい
うことになる、私もよくわかりませぬけれど
も、いま申し上げましたように、たとえばイタリ
アが今日養蚕、製糸はほとんど力がなくなつてき
ておりますが、ああいう経過などを見ましても、
わが国はしかしよく今日までささえてまいった
と、私どもはかえつてそういうことのほうに感心
をいたしておるのでありますが、一番得意先であ
るアメリカ市場が御存じのやうな状態になりまし
たときに、無理やりに農家がよく事情を知らずに
蚕を飼ひ、繭をつくらせても、それはただた
かされるだけでありませう、当時の政府といひ
ましては、あるいは農業団体でもそうでありませ
うが、こういうふうな一生懸命で蚕を飼つて生糸を
つくつても一コリ幾らにしかありませんよと、こ
ういふことのために対処することを考へること

は、その当時としては当然なことではなかつたか
と私は思ふのであります。一般的に農家のほうで
もそういう傾向でありました。御存じのやうに、
掃き立てのときに糸目の相場をきめるのでありま
すからして、その相場を見ておつて、今年は大
えば幾ら、いままではどのくらい掃き立てたもの
を、これはこんなに掃き立ててはまずいというやうな
感情が農家にも出てまいりました。農業団体のほう
でもそういう観測をいたしておりましたから、そ
ういふことに従つてやつたり当時はやつたわけ
であります。これは、あの当時としては、為政者も
ちろんのこと、農家自体もそういうことについては
これが当然だと思つたのではないかと思ひます。
ただ、しかし、むしろ政治的には、そういう場
合に減反をさせるために桑畑をつくらせておられ
た農家に対して政府がどのようなめんどうを見る
処置をしたかといふやうなことにについては議論が
あると思ひますけれども、当時の傾向で逆に桑畑
を減反させたなら、その時代の養蚕及び製
糸といふものについてはほとんど大きな経済的打撃
があつたのではないかと、私どもはそのやうに理
解いたしておりますし、御存じのやうに、その当
時からございましていろいろ特殊法人などの、
何と申しますか、会社の歴史を書いたものとか、
いろいろなものを見て、やはり私がただいま申
し上げましたやうな判断をいたしておるものが多
いようであります。

○北條篤八君 その当時の政府と言われたけれど
も、それはまあ大臣がかわられても、やはりどこ
までも農林大臣としての責任はありますのであり
ますが、御承知のとおり、三十七年ごろから、養蚕地
帯の構造改善事業が、この桑を入れることによつ
てだいぶ成果を上げてきております。それから、
わが国には御承知のとおり火山灰地帯が非常に多
いのであります。桑なんぞの生育に非常に適し
たところがあります。また、基幹労働力が都市に流
出したしまして一般には農業も困つております
が、そういう点から考へても、養蚕といふことは

いわゆる三ちゃんでもある程度りっぱに事業ができるという点もあります。基幹労働力にかかわらず、りっぱにやっているとの特典があります。それで、加うるに、経済成長に伴って糸価が上がってまいりました。その強気も含まれて、そして、現在では、養蚕というものは、特に山村においては、選択的拡大の欠くべからざる産業だといふふうに思ふのであります。そういう意味から、農業部門の中で山村においては特に選択的拡大に欠くべからざる産業ということをお大臣は認められるかどうかですね、その点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 養蚕業は、いま御指摘のように、山村においてもわりあいにできるものであります。ことに現在の国際的な環境を見ますと、私どもは、これに力を入れてりっぱな農業となり、また、日本の経済の大きな一翼になるものであるといふふうに考えております。したがって、いま、地方におきましては、養蚕業を中心とした構造改善事業でかなり成功いたしておるところもございます。ただ、農業の中で、養蚕業は労働力と必要とする農業はないのであります。これは、養蚕をあまりよく見られない人は、養蚕業の労働力というのを軽視しておりますけれども、ほかの作物は植えて一定期間というものは植物それ自身が成長してまいりますけれども、養蚕というのは四六時中目を離すことができないものであります。蚕が休んでいるときにだけ若干桑を供給することが休まれるだけであります。いままでのようなやり方ですと、一番労働力を使っているのは養蚕業なんです。

そこで、私どもは、養蚕を伸ばしてまいりますためには、やはり構造改善を進めると同時に、どうしても省力をいたしまして近代的な養蚕業をやりたい。このごろ、各地においては、昔私どもが子どものころ見ました養蚕から連想いたしてみますと、隔世の感がありまして、非常な進歩をしてきております。私は、そういうようなものなるべく政府が力を入れて援助をいたしまして、ああいう近代的な養蚕業を発展させることによってこの地位を確保いたしてまいりたいと、こう思っております。

○北條篤八君 そうすると、政府はわが国の養蚕事業の重要性を認めておられるわけでありまして、そうするならば、将来の施策に対してどんな構想を抱いておられるのか。また、重要性を認めておられる以上は、内外の需給の見通しによる長期の生産計画というものを当然立てなければならぬと思ふのでありますけれども、その点についていままでもどういう方針によって計画、政策を進めておられるか、その点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御存じのように、蚕糸業振興審議会で、ただいま御指摘のような問題については鋭意検討をさせていただいておるわけでありまして、最近の需給状況に対処するためには、まず第一に、繭の増産をはかることが先決であります。基本的には繭を増産するということが基本でございますので、昨年九月に中央蚕糸協会から要望のございました繭の生産増強対策、こういうものについて力を入れてまいりました。それからさらに、養蚕家のためには、先ほどちょっと触れましたように、構造改善等に助成することによって繭の合理的な近代的な生産を助成するようにいたしてまいりたい。審議会の答申をいただきましたならば、さらにその方向に従って努力をして所期の目的を達成するようにいたしてまいりたいと、こう思っております。

○北條篤八君 そうすると、まだ審議会の答申というものは出ておらないのであります。それからもう一つは、このあいだいただいた参考資料の中でありまして、繭の生産と生糸の需要見通し、十一年間の見通しがありますが、これは諮問に対する答申の数字でありますか、どうですか。これと関連があるんですか、ないんですか。

○政府委員(石田朗君) 最初に、事務的な点を整理してお答えを申し上げたいと思ひます。ただいまお話がございましたが、資料として提出いたしました中に、今後の需要及び生産の見通しがございまして、これは、現在、私どものほうで編成し、農政審議会の懇談会等でも御議論いただきました一つの見通しでございまして、このようなものを基礎にしつつ、今後蚕糸業振興審議会において、具体的なやり方においてこれを推進しこれを達成する努力を続けてまいりたいという基本について御検討願ひ、御結論をいただきたいというふうに考えております。

○北條篤八君 そうすると、いまの計画というのは、いつごろできまして、いつごろから実施するお見込みでありますか。

○政府委員(石田朗君) 三月に蚕糸業振興審議会が再編成されました際に、特に生産部会というものが設けられました。このような問題の御検討をいただいております。その後、いろいろ専門家の間で検討をさせていただいております。私どももいたしましては、でき得る限り七月、八月の間にこの生産部会において一応の御結論をいただきたいというふうに考えております。しかし、これは、現実に審議会の御議論をいただきましたと、最終日時を明確にはできませんけれども、私どもとしては、そのようにお願いしたいというふうに考えて取り進めております。

○北條篤八君 この需要見通しで見ますと、桑園の面積は十年間ほとんど横ばいになっておりまして十一年間当たりの収量量が非常にふえてきているんですが、三十九年の六八キロ二〇に對しまして、四十年はかえって減つて六四キロ四二、それからまた、四十一年はちょっとふえまして六五キロ一八、四十二年は出ておりませんけれども、四十二年もやはり三十九年よりずっと下回るのじゃないかというふうに思つて、こういう調子で行くなら、四十六年八八キロ〇五、それから五十年が一〇〇キロ〇五というふうになっていまして、こういう見通しの根拠が非常に疑わしいように思ふんですが。

○政府委員(石田朗君) ただいまお話がございましたが、確かに、四十年、四十一年は、一つには特に春繭の時期に冷涼な気候に見舞われ、その他

の蚕期におきましてもそういうような条件がよくなかったというふうなことで、それから最近新植桑園がふえてまいっております。そのようなことから、新植桑園の未成桑園がこの面積に計算されておりますために、総平均として収量量が伸びないというふうな点がございまして、四十年、四十一年がはなはだ停滞をいたしている感を与えておるわけでございます。全体といたしましてこのような反当収量を伸ばしていくということが基本的に必要であり、かつこの可能性が適切な施策を得ますならば可能ではないかというふうに考えまして、従来のそういった災害や新植桑園の増加等の条件を除きました収量の増加計画、これに新技術の導入の度合い等を勘案いたしまして将来の反収見通しを立てたわけでございまして、

ちなみに、現在におきましても、各県のうちで最も反当生産力の高い山梨県等は、ほとんど十一年間当たり百キロの線に進んでおります。このような線に進むことは、これは技術的には可能であり、そこまで推進をはかつてまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございまして、

○北條篤八君 四十二年の見込みは、どのくらいになる見込みでしょうか、何キロぐらいに。

○政府委員(石田朗君) 四十二年の数字は、これは現在春繭がようやく出回りましたわけで、実績収量はまだ明らかでないわけでございまして、全体は面積はそう変わりないと思ひますが、春繭の生産は、現在の第二回目の収量予想におきましては、昨年に比しまして六%の増産と、こういうことになっております。その程度の増加は期待できるのではないかとこのように考えております。

○北條篤八君 次に伺いたいのは、せんだつての委員会でも、わが国の蚕糸業の衰退を心配されて武内委員から質問がありまして、その質問に対する農林大臣のお話に、大臣は、わが国の蚕糸業の将来は決して斜陽産業視はしていない。海外の需要に對しても明るい見通しを持って今後の振興発展にますます力を入れ、輸出貿易の進展をはかる

という旨の所信を述べられました。そうするならば、輸出産業としての方向づけは、加工輸出の方向か、それとも原料輸出に重点を置くかというところが伺いたいのでありますが、この参考資料のページを見ましても、ここ二、三年來は原料シルクよりも加工品のほうが急にふえてきております。この点につきましても一度大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御存じのように、昔は原料生糸が非常に大きな部分を占めておりましたが、最近の傾向から申しますと、日本の織物としての輸出がかなり大きなウェートを占めるようになってきておりますので、ことに日本の特殊な絹織物について非常なあこがれがあるわけがございます。そういうことももちろん伸ばしていくべきであらうと思ひますが、一方においては、日本の生糸を輸入いたしまして、そしてそれぞれの国でその国の需要に合うような織物を製造いたす傾向もございまして、なまの原料生糸の輸出は決しておろそかにするわけにはいきません。兩建てで、そのときの需要に合うようにやってみようというふうにはないかと、こう思つております。

○北條八君 そうしますと、どちらに重点を置くかというところは、はっきりしてないわけですね。この表で見ますと、三十八年まではずっとローシルクのほうが多くなつておりますが、三十九年になって初めてとんとんになっておりますね、ローシルクと加工シルクの比率が。そして、四十年は今度は加工のほうがふえてきて、四十一年がますます急激にふえてきております。ですから、この調子でいけば、むしろ加工のほうがだんだん多くなるのじゃないか、そういうことを考えるのですが、その点はどうなんですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私は、現状をあまり生産会社の經理について詳しくごいしませんけれども、一般的に言われておりますのは、加工絹織物のほうがマージンが多いようでございます。それは、まあもちろん相手方が日本の特殊な友誼であるとか西陣みたいなああい織物に対するあこ

がれが依然として強いという傾向もございまして、フランスあたりに行つてみますと特段にそういうことを感じました。けれども、一方において、先ほども申しましたように、ローシルクを輸入いたしまして、それぞれの国の需要に合うようなものをつくつてまいる、相手方の業界の要望もございまして、私もそういったしるは、傾向としては織物のほうがだんだんふえるかもしれないが、ローシルクもやはりいま申しましたような事情で依然として需要はそれに伴つて活発ではないかと、こう思つております。

○北條八君 私も、加工がどんどんふえてくることは、やはりローシルクよりも加工シルクのほうがシェアも多し、いろいろ向こうの注文に応じたデザインなどもこのごろは便利な世の中になつたんですから、向こうから注文をどんどんとつて、国内で加工品をつくつて、それでそういうものをどんどん輸出するというほうが、国策からいってもいいんじゃないかと思うのであります。で、加工に重点が移つてくるのなら、何もいまあわてて生糸の海外市場の確保を無理にやめてする必要はないようにも思うのであります。その点はどういうふうにかえられますか、一応御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(石田朗君) ただいま北條先生からお話がありましたように、加工度がだんだん高くなり、かつ、それ自身が日本産業として有効なる面があるのではないかと。これはまことにそのとおりであらうかと思ひます。私も現在の法案で考へておりますのは、まず第一に生糸、絹織物全体を含めまして絹需要、こういうものとしての海外市場の確保、これをまず第一歩として大きく考へております。このような需要の確保がまず全体の基礎になる。そのために現在考へております対策がきつめて有効であらうというふうに考へております。しかしながら、この形態が、ただいま大臣もお話いたしましたように、向こうの機屋がわれわれと一緒に絹の宣伝をしてくれるという重要性は捨て切れませんので、ローシルクの

ままで売るといふことをやはり考へていかなければならないかと思ひます。今度の対策自体も、ローシルクの輸出を考へ、かつまた、輸出用絹織物につきましても今回の措置によつて有効な対策を講じようと、こういうふうに考へてこの法案を提出してある次第であります。

○北條八君 そういう点から、私は、できるだけ加工シルクの輸出をふやすべく政府のほうでも力を入れるほうがいいのじゃないかというふうに思ふのです。機械の技術も日本は一番優秀なんでありまして、ただ、向こうの嗜好、デザインに合うようにつくるといふことはなかなかできにくいことだと思ひますが、そういう点もまだ研究の余地はあると思ひます。その点は、時間がありませんから、その程度にいたします。

これは局長に伺いたいのですが、桑園の集団化を促進するような場合に、農業構造改善事業の指定区域内におきましては、かえりとかそのほか地盤整備に要する費用等に対しては、国から七〇%の補助が受けられるわけでありまして、ところが、それに隣した指定地外ではこの恩典に全然浴することができないのであります。そういう場合に、蚕糸業の振興を現在促進していることとありますから、それが適地であり、しかも相当面積がまとまつていて集団化の育成に適する場合には、指定外であっても、桑園の造成とかあるいは屋外条桑飼育設備等の事業に対しては、やはり指定地内の場合に準じて相当の補助をしてやるといふことがいいのじゃないかと思ふのです。そういうようなことについて考へられたことがあるか、御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(石田朗君) ただいまお話がございましたように、構造改善事業は、工業化予定地域等を除きました市町村についてこれを指定してやつていくことになっておりますが、しかしながら、この事業費の限度等もございまして、全農家にまで行き渡る、こういうわけにはまいらないことも実態でございます。そうでないものにつきましても、これは全体の農林省の基盤整備及び近代化施設

設の種々の制度がございまして、このような制度を活用してその推進をはかつてまいるということに相なる、また、現実にもそう進んでおるわけでございます。たとえば、基盤整備につきましても土地改良事業の助成または低利資金、あるいは近代化につきましても近代化資金等を活用してその推進をお願いいたしておる、こういうことになつております。

○北條八君 では、次に伺いたいことは、養蚕と農薬の対立は、これは戦後の新農薬が登場いたします前からの宿命的な関係にあつたわけでありまして、けれども、長野県の蚕糸課でもつて調べた結果によりますと、蚕の農薬被害が急増しました昭和三十四年以來、同県下の被害調査が行なわれまして、それによりますと、蚕が受けた被害と、それから桑が汚染されてそのために桑が使用できなくなったその桑の被害を繭に換算しまして統計で出しておるのですが、これは長野県だけの数字でありますけれども、三十四年度が七ト八、三十五年が九ト六、それからだんだんふえてきてまして、三十九年は三五ト二二という繭の被害になつております。これはおそらく全国でも調べておられるのじゃないかと思ふのですが、全国で最近どのくらいの繭の被害があつたか、蚕の被害があつたか、おわかりだつたら伺ひます。

○政府委員(石田朗君) これにつきましても、統計調査部で全国的なそのような被害調査を行なつておりますが、この結果によりますと、四十一年におきまして全国で農薬により繭の減収量は、これは九三・五トンと、こういうことに相なつております。

○北條八君 蚕の農薬中毒というのは、急性のもの、それから徐々に中毒症を起して死んでしまふいわゆる慢性のものがあるようでありまして、これにかかつたらすぐ死んでしまふものはない。それで、繭をつくるのにはなかなかわからぬのですが、慢性のものにはなかなかわからぬ。それで、繭をつくるのときに薄つぱらな繭をつくらう、あるいは全然繭をつくる機能を失つたりするようになってしまつて、これが繭の生産

に目に見えない被害を与えていると思うのです。反収が思うように伸びないという原因も、精細に調べれば、農薬の害毒というものが相当影響しているのじゃないかというふうに思うのです。そういう点について、農政局の加賀山参事官が来ておられるので、もし調べられた結果があるなら伺いたいと思います。

○説明員(加賀山国雄君) たいだいまのお尋ねでございますが、国庫補助が始まりまして何年かたっておりまして、だんだんと面積がふえまして、たいだいま北條委員から御指摘のように、若干その周辺の作物に悪い影響を与えておるといふ状況でございます。しかし、そういうふうなことにわれわれが気がつきまして、というのは、そういうことがないようにと思ひまして、昭和四十一年度において、特にそういうふうなことに關する被害の防止ということで、地区の協議会、それから県の協議会等がございまして、関係方面の人たちに集まってもらひまして、防除をする場合には実施計画を正確に立てさせまして、できるだけそういう被害のないように努力をしまひたいというわけでございまして、その中でたいだいまのような蚕糸局長が申し上げたような数字が出ておるといふのは、まことに申しわけないと思つております。

北條委員の御質問の、農薬が蚕にどのような影響を与えるかということにつきましては、たいだいま各県にいろいろと試験研究を依頼いたしております。また、国の蚕糸試験場の支場というのがございますが、そういうところでもいろいろとそういう関係の研究をやつていただいております。その内容につきましては十分私ここでは承知いたさないわけでございまして、できるだけけそいう試験研究を通じて被害が少なくなつていくという努力は続けておるわけでございます。

○北條八君 特に農薬の散布がこのごろでは飛行機を使ってやるようになりましたし、そうでなくとも果樹園と桑園というのが非常にくっついてあるわけがあります。私は、これに対して、もつ

ともつと蚕に被害のないような薬を発見するか、そういうような開発をやつておられるのかどうか、また、害の強い農薬は使用を禁止するとかいったようなことについての研究が足りないのじゃないかと思うのですが、そういう点について自信はありますか。

○説明員(加賀山国雄君) 農薬の被害につきましては、近年非常に世上をお騒がせ申しております。で、できるだけそういうことのないように、たとえば、ここでもお話しになっております桑の問題ではございせんが、水稲に非常に大量に使つております水銀剤等につきましては、来年をもちまして一〇〇%非水銀系の農薬にかへる、そういうような努力もいたしております。本年度から科学技術庁に開発研究費を理化学研究所のほうにお願いいたしまして、できるだけ低毒性の農薬をつくるという努力を現在続けておるわけでございます。

ただ、北條委員の御質問の蚕と農薬との関係ということにつきましては、先ほど申し上げましたように、私ここで十分に答えするだけの材料を持ち合わせないわけでございまして、それが生産者に対して悪い影響を与えるというのは現在の統計の数字でもあるわけでございまして、できるだけ被害のない、害のない農薬の開発に努力いたし、早い時期にそういう低毒性の農薬にかへていくという努力を引き続きしてまいる必要があるというふうに考えております。

○北條八君 蚕糸試験場の養蚕部でもこれは前に発表されたことがありますけれども、例のストマイシン、これは水銀農薬にかわる抗生物質ですが、これでも蚕はやられておる事実があるんですね。ですから、水銀剤はもろんですけれども、特に蚕に影響のある薬が相当あるのじゃないかというふうに思ひます。これはほんとうに重大な問題じゃないかと思うのです。農薬はほとんど普及されるし、養蚕振興の大きな一つの壁じゃないかと思ひます。この点についてはもっと慎重な

調査をされて、そして養蚕振興にそごを来たさないようにやつていただきたいと思ひます。時間がありませんから、これはその程度にしておきます。

次に、法案自体について二、三ちょっと伺いたいと思うのですが、本改正法案によつて事業団が輸出の適格生糸の売買業務を行なうことになつておるわけでございまして、この措置の効果と意義について伺いたいと思ひます。

その一つは、蚕糸価格安定制度は、このあいだうちから同僚議員がいろいろ質問されて、非常に複雑だということはおわかりなす、特別会計による価格の異常変動、それからまた、事業団による中間安定、それから特別会計による輸出適格生糸の特別買い入れと特別売り渡しの三つの制度が設けられておる中で、今回、事業団による輸出適格生糸の売買業務が新たに行なわれることになつたわけであります。そこで、特別会計による特別買い入れ及び特別売り渡しの規定と今回のこの改正措置との関係はどう整理されているのか、この点をわかりやすく伺いたいと思ひます。

○政府委員(石田朗君) たいだいまお話がございましたが、糸価安定特別会計及び蚕糸事業団、この二つの制度によりまする価格安定制度、これが現在実施せられておるわけであります。その一環といたしまして、たいだいまお話がございました事業団による買い入れ、売り渡し及び事業団からの特別会計の買い入れと、こういうような制度があるわけでありまして、このような価格安定制度によつて価格の安定をはかりまことが、現在といへどもやはり基本でございます。現在のようにならな高水準において価格が推移いたすというふうな事態におきましては、輸出の振興をはかりまことは、単なる小幅度安定だけでもなかなか済まない、こういうことに相なりまので、従来の価格安定のファンクションとは一応別の一つのルートといたしまして、事業団において輸出入の生糸の買い入れ、売り渡し、その実体といたしましては、事業団が一定期間は動かさない、一定の価格で輸

出用に売り渡すと、こういうことを実施してまいら。したがひまして、その面におきましては、輸出用生糸は強度の価格の安定、いわば一定価格、建て値制とでもいうような姿をとるわけでござい。ます。従来の価格安定制度は、国内価格安定の問題としてファンクションをいたしておりました。さらに、その生産増強による拡大均衡が達成せられますまでの間、輸出を確保し、海外市場を確保するための特別措置として、今回の事業団による輸出用生糸の買い入れ、売り渡しという措置を講じなければならぬ、こういうことに相なつたわけでありま。

○北條八君 今回の改正措置は、そうすると、どんな状況のときに発動するのか。たとえば、価格が最高価格以下、それで買い入れ価格以上の場合もやはり行なうのかどうか、これが第一。

それから次に、今回の措置における買い入れ価格及び売り渡し価格は、たとえば本年の春蚕期についてキロ当たり何円ぐらいのところを考へておられるのか、その点もついでに……。

○政府委員(石田朗君) たいだいまお話がございました第一点につきましては、今回の改正法の条文の二項にその条件が書いてあるわけでござい。ます。「事業団が蚕及び生糸の価格の適正な水準における安定を図るために必要な数量の生糸を保管しておらず、かつ、生糸の輸出を確保するため必要がある」と認められる場合、こういうふうになつております。前段は、いわば事業団の買い入れがしばしば行なわれて、相当買い入れ数量がある。つまり、中間安定帯を下回るような価格がしばしば出るといふような事態におきましてはこの業務の発動はいたさない、いわばそういうような趣旨であると理解しております。それで、かつ、このような特別措置を講じなければ輸出を確保することがむずかしい、こういうふうな考えられる場合ということでございまして、これは事業団の買い入れ、売り渡し価格、もしくは他の価格安定帯の、何円になつたらどういたす、こういうことではございせんが、若干ラフな言い方に

相なりますけれども、中間安定価格の上限のうち、高目のところ以上とすることで常に推移いたしておると、こういうような形に相ならうかと、こういうふうに考えるわけでございます。

それから第二点でございますが、先日他の先生の御質問に対してもお答えをいたしました。この事業団が輸出用生糸の買い入れ、売り渡しをいたします価格、この法案の基礎になりました蚕糸振興審議会の建議におきまして、その生糸の生産原価を基準として、国際糸価等の経済条件を参酌してきめると、こういうことに相なっております。したがって、このような考え方で今後この価格を事業団が定め、政府との関係においても、政府でこれを承認いたしてやらなければならぬと思っております。この場合に、これが幾らになるかという御質問、これはもつともな御質問でございますが、実は、現在、繭の価格におきまして製糸会社と農民との間で価格協定が進んでおります。これがきまりませんと、はつきりいたさない。いま何と申しますことは、それにいささか影響を及ぼすおそれもございまして、また、対外的にも、幾らにきめるといふことは、最後にきります前にこういうところで発言をいたしますと、その点でも対外的な影響もございまして、計数的に申し上げますことは差し控えていただきたい、こういうふうに思います。

○北條篤八君 次に伺いますが、この措置はいずれにしても民間業界の協力がなければ円滑な運用は絶対できないと思いますが、どんな協力を期待しておられるのか、その具体的な内容を示していただきたいと思います。糸価が上昇傾向にある場合の民間業界の協力というものはなかなかむずかしいのじゃないかと思うのですが、どれだけ期待が持てるか、はなはだ疑問に思うのです。また、繭価は果別に協定しておりますけれども、現在、地方に農政局というものができたのであります。農政局単位で繭糸価格を協定できないかどうか、そういうようなことも考えておられるのかどうか、その点もつけ加えて伺いたいと思います。

○政府委員(石田朗君) ただいまお話がございましたが、この措置が事業団組織を最も有効に活用して推進いたします制度であると同時に、また、関係業界の十分なる協力を必要とするという点は、お話のとおりであらうと思っております。この点につきまして、元来、この措置自身が、関係各業界をほぼ網羅いたしております中央蚕糸協会の要請案、これを一つの基礎とし、また、きつかけとして審議が開始され、かつ、蚕糸振興審議会におきましては各業界を代表する方と思われる方もはば入っておりますので、この方々の全面的な御賛成を得、そうしてこの立案がなされております。私どもは、このような業界の協力体制は、これは十分とら得るものというふうに考えております。これは、いまお話がございましたが、一つには、事業団に対して糸を売り渡します製糸業界の方、かつまた、それが養蚕農民の方々の御協力をまた得なければならぬかと思っております。さらにはまた、輸出を担当される輸出業界、その他蚕糸業界全体の御協力がこれには必要になってくるかと思っております。

なお、申し上げますと、衆議院におきます参考人の御意見を聞かれます場合に、このような主要な業界、養蚕、製糸及び輸出業界の関係の方々が参考人として責任者の方々が出てこられて、それらの方々がいろいろこの案に協力して輸出確保の方途を講じてまいりたいというのを申し述べておられました。この点でも十分関係業界の御協力は得られるかというふうに考えているわけでございまして。

なお、繭価の問題でございますが、お話のように、繭価は各県別に団体協約によってきまっておりますが、現在の現態でございます。これにつきましても、さらに広域に値段が一定してまいらうということになればなおよろしいではないか、あるいは全国一本ならばなおよろしいではないかという種類の御意見はございます。しかしながら、実際の団体協約をやらます方が、県における養蚕農民の団体の方と、そこに買いに来られる製糸業界の方々でございまして、このような体制を全く組みかえることはなかなかむずかしいことであらうかと思っております。ただ、私どももいたしまして、現在、繭の出回り期の前後一定期間におきまして生糸価格を基準として、それに比例配分方式の方法によりましてそれを基礎にして協定をいたす形に相なっております。そのような基準のとり方につきましては、いわば地域別と申しますか、ブロック別にその基準のとり方を一定いたすということにつきましては、関係業界はその意見に一致をみております。そのようなことで、まず基準によってブロックごとに一定のものにしたい。具体的に話し合いをされますのは各県別にされまして、それを一定にしたいということでも本年より推進しているわけでございまして、そのような方向に次第に進むことかと思っております。私どもも、できる限り県別にはなはだしくアンバランス等が起らないように指導いたしてまいりたい、こういうふうに思っております。

○北條篤八君 いま言われたブロック別というそのブロックは、どういうブロックなんですか。

○政府委員(石田朗君) 現在考えておりますのは、各農政局ごととにそのような基準をきめたらよろしいのではないかと考えております。ただ、そのような方向で取り進めておりますが、この基準を提案されますのも、結局は、養蚕農民の団体とそれから製糸業界の間の話し合いに相なりますので、その話し合いがまとまっておりますと、実際の遂行は困難になるわけでございまして、けれども、そのような方向で指導をいたしている、こういうことでございまして。

○北條篤八君 次に伺いたいのは、この措置によつて年間三万俵、一期間が一萬五千俵程度の輸出を確保する方針のように伺っておりますけれども、これは事実なのでありますかどうかです。それからなお、三万俵とすれば、事業団がこの業務に充てる資金は十億で足りるのかどうかです、その点を……。

○政府委員(石田朗君) この数量につきましては、要するに海外市場を確保するための最低必要量はどのくらいか、こういうことであり、かつ、現実に、先ほどお話がございましたように、関係者の間でこの問題について十分話し合いをいたしまして最終の計数を定めることに相ならうかと考えますけれども、一応のめどをいたしましては、いまお話のように、年間三万俵、半期一萬五千俵というものを考えておるわけでございまして、そうして、かつまた、私どもの概算をいたしましては、これがたまたままいります場合と、それから次々に輸出が行なわれてはけていきます場合では若干違つてまいりますけれども、これがたとえば半年分たまたま場合をかりに——資金の所要量計算でございますから、かりにそういうふうに考えましても、大体五十億ぐらいの資金に相ならう。その二割程度は基本的に政府の出資金を以て充て、他は借り入れ金をもつてやるといふことが順当ではないか、こういうふうに考えております。

○北條篤八君 五十億だと言われますけれども、そうだとすると、この業務についての事業の経理をどう想定しているのか、その資金繰りをどうするのかですね。衆議院の委員会の答弁では、売り渡し価格は一出回り期を通じて一定にする方針だといふようなことでありますが、そうすると、金利とか倉敷はキロ当たりどのくらいになるのかですね。なお、この五十億という根拠は、かりにキロ当たり七千円としますと、一期一萬五千俵ですから、六十三億円の資金が要するわけですが、これについて五十億というのは安く見ているんじゃないかと思ふんですが、キロ当たりはどのくらいに見ておられるか。

○政府委員(石田朗君) ただいまお話がございましたが、この所要資金というものは、先ほど申し上げましたように、買い入れましたものがほとんどはけてまいります場合には、資金の所要量は小さくて済むわけでございまして、したがって、先ほど申し上げました半期たまたまというふうなことは、これは通常はむしろ少ないと考え

るほうがこの制度としては順当でございます。したがって、半期のものの資金を考へる必要は必ずしもないと思ひます。かつまた、たゞいまお話がございましたが、いまの価格自体が今度定めなければならぬ、こういうことでございまして、幾ら幾らというふうに考へますことはむづかしいわけでございしますが、大きく申し上げまして、いまの五十億円を若干こえる程度、このくらの資金があれば十分やれるのではないかと。むしろ、現実にはそれより下回つてまいるのじゃないか。こういうふうなままのうちに、こんなことはけつてまいりますればそれより下回つていく、こういうふうな考へております。

なお、在庫する金利、倉敷等も、これはどのくらい在庫するかによつて違ひます。かりに半年ずつ在庫いたしましたとした場合に、キロ当たり百円程度であろう、こういうふうな思ひます。

○北條八郎君 時間も来ましたが、最後にもう一点伺いたいと思ひますが、生産の一割をこの措置によつて輸出に振り向けたいということになるわけでありますが、そうなら、生糸の価格水準にかなり影響するものと考えられます。現に、現在の価格水準はこの措置を織り込んで形成されていゝともいわれております。したがつて、国内の価格水準へ影響することのできるだけ避けねばならぬわけでありますが、この点の調整をどう考へておられますか、生産の一割を目安にしたというその根拠はどこにあるのですか、その点を伺ひまして、私の質問を終わります。

○政府委員(石田朗君) たゞいまお話がございましたが、必ずしも生産の一割、こういうふうな考へたわけではないのでございまして、先ほど最初に申し上げましたように、どの程度の輸出を確保いたしますならば海外市場確保の目的が達成されるか、こういうことが基本的な点であらうかと思ひます。かつまた、現在、先ほど申しましたように、春繭におきまして六%の増産であり、年間に置きまして大体去年に比べて八%の増産が統計調査部の調査によれば見込まれております。かつ、

従来の輸出実績があり、自力で出るものもありますので、このような事業団の取り扱いをいたしましういふに考へてよろしいかと私どもは考へております。しかしながら、さらに今後、お話がございましたように、国内価格問題、国内需給問題、その他基本的ないろいろな考へなければならぬ問題がございまして、この数量決定につきましても、必ずしも硬直的な考へ方であるばかりがよいのでないと思ひます。それらの点につきましては十分各方面を勘案いたしまして妥協な線をきめてまいりたいというふうに考へております。

○達田龍彦君 この蚕糸事業団法の一部改正法案であります。すでに本委員会でもあるいは衆議院においても大体論議が煮詰められておるわけでありまして、それでもなおかつ私は政府の答弁あるいは方針を聞いたり見たりしてゐるわけでありまして、たいへん内容的に多くの問題を抱えてゐると思ひます。今出ている事業団法の一部改正というものは、何といつても繭の生産体制の問題、あるいは繭の需給の見通し、あるいは輸入と輸出の均衡ということが根本的に解決をされなければならぬ、繭産業の過去の実績を見てみますと、繭業の政策というものは非常に変動があり、困難な戦後の実情の中にあつてもとりわけ低迷をし、しかも一貫性のない蚕糸行政というものが行なわれておるといふ現状、あるいは過去の認識の上に立つとき、はなはだもつて、私は、不安と、将来に対する危惧をいろいろの説明はされておりますけれども、抱いておるものであります。そういう意味において、いろいろのうちに当委員会でも、解明が、これができなければいざ別にいたしまして、質疑応答の中で解明は一通り出尽くした感じが非常に強いのでありまして、ただ、わが党としてまだ残つて

問題については、数点、重点的に御質問をしてみたい、こういうふうな実は考へておるのであります。それで、質問のまず第一点は、事業団は昨年発足をいたしておるわけでありまして、この機能と運営を、いま直ちに、すべての機能であつた、あるいは運営であつたと理解することは、そういう結論を出すことは、私はまだ実績に徴して少し早いと思ひます。早いと思ひますのであります。すけれども、特別会計における価格安定の過去の実績を見てみても、必ずしも有効に価格安定の機能が果たし得てゐるとは私は判断できないのであります。政府の答弁によりまして、法律があることとそれが安定に役立っておりやという理屈を展開をいたしておりますけれども、私はそういう消極的な安定ではなくて、積極的な意味での役割を果たすことこそ特別会計における価格の安定でなければならぬし、さらに、それに加えて、今日の時点の解決をはからうとしたのが事業団における価格の安定でなければならぬ。ならぬと私は思ふのであります。そういう意味において、今日まで、事業団においてもあるいは特別会計においても価格安定のための発動がなし得なかつた、なされなかつたということよりもなし得なかつたということ、法律が発動できなかつた状態はいいことであるという一面もあるけれども、事實は、そうではなくて、発動するやうな状態、内容、需給関係が非常に異常な状態で狂つておるところにこういう状態が出たと思ふのであります。でありますから、そういう意味において、私は、そういう今日の状況の見通しを誤つた事業団の今日の設置、運営等について、非常に疑問と問題点を考へておるのでありますけれども、こういう事業団が今日まで発動できなかった状態に對して、見通しの問題、あるいは当時どういふ判断をしておつたのか、そういう問題をひとつ具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(石田朗君) たゞいま達田先生からお話ございましたそのおことばの中にもござい

したが、蚕糸事業団ができましたのは昨年三月でございます。ようやく一年を経過するわけでありま。その間、事業団の各種の役割のうちに、あるいは短期保管業務であるとか、あるいは生産に對する助成であるとか、こういうようなものにつきては、その役割を果たし、事業を実施いたしてまいつたのであります。

この事業団の業務をいたしまして、価格の中間安定をはかるといふ点が一つの主要なものになつております。その場合におきまして、中間安定の実施のシステム、これが、御承知のように一定価格の場合にこれを買い入れ、一定価格の場合にこれを売り渡す、こういう制度でござい。現実問題といたしまして、昨年四月以降、この買い入れ価格に相なりまして、この事態が出現してゐなかつた。これは、ある意味におきまして、いま達田先生がお話のとおり、非常にけつこくなことも言えるわけでありま。そのやうなことで、この売り渡しをもまた行なうというやうな事態に相ならなかつたというのが現状でござい。これにつきましては、この蚕糸事業団設立の趣旨にかんがみ、また、今後これがどのように役割を果たしていくかという点につきまして、皆さま方に十分これを見守つていただかなければならぬ。ただ、いまもお話がございましたが、全体が季節変動もございまして、むしろ大きな年次変動を減してまいらうというやうなことがこの価格制度の大きな役割になつております。そういう意味で、設立以後いままでの事態をもつてこれの必要云々というのを論ずること、これはできないのではないかと、こういうふうな考へております。

○達田龍彦君 いまの説明では、私は、ほんとうのことをとらえた説明とは受け取れないのであります。さらに、問題点をしぼつて御質問申し上げますが、事業団をつくつたのは、少なくとも、想定された価格の状態というものは、中間安定帯の中に価格を落つけていくやうなことがやはり本質的

なねらいであつたはずであります。ところが、そのとおりでないという事は、生産体制にいたしましたも、あるいは需給の見通しにいたしましたも、あるいは輸出入の調整の問題にいたしましたも、あるいはその機能調整というものが動かなかったからこその状態になつたはずであります。そういう意味における事業団の運営と、果たした役割、これは事業団の問題じゃなくて、基本的な畜産行政全体にこれに当てはめるような姿をとり得なかつた欠陥があるわけです。そういう点を一体事業団をつくる当時におきまして、どうお考えになつておつたのか、その点が聞きたいのであります。

○政府委員(石田朗君) 事業団設立の際におきまする考え方、これは諸先生も昨年の審議において十分お聞き取りであつたかと思ひます。これは、従来の畜産安定制度の中における現実の畜産の動き、これを考えまして、異常変動防止以外に、中間安定における安定実現ということが非常に必要であるというたてまえにおいてこの実現を見たわけでございます。かつまた、この設立の場合に基本的な構想を組み立てます背景は、そのときまでにおきまする従来の需給及び価格の変動及びこれから見通し得る将来を予想してきておるわけでございます。最近におきまする需給の、ことに内需の急激な増大によるところの変化、及び、特に昨年、年間におきまする価格の急激な上昇、このようなものが、確かに、従来の需給及び価格の動きという面から見ますと、若干違つた姿をいたしておる。さらに、基本的に輸出対策その他を今回お願いしておりますように講じまして、これに対する対策を講じていかなければならぬ。さらにまた、生産増強等の基本的な対策につきまして、一そうこれを推進してまいらなければならぬ。こういう事態でございますけれども、しかしながら、現在の需給の非常な逼迫状態と申しまうか、これが一つの落ちつきを見せてまいりますならば、基本的な形で事業団の輸出対策の現在の特別措置だけではありません、さかのぼつて安定

措置の順当な動きというものがまた十分期待いただけるのではないかとこのように考えております。

○達田龍彦君 私はさつぱりその説明でわからないのであります。端的にお尋ねをしますが、事業団をつくらうとした当時のいわゆる生産体制、需給体制、それによるところの価格の安定ですね、それに基づくところの中間安定帯の設定、そういう状態になるべく期待をし、そういう施策をしながら事業団というものの法案をつくらうしたはずであります。そのとおりいかなかつたという事は、いま申し上げたように、見通しを誤つたのかどうか、それをはつきり私は述べてもらいたいと思ひます。

○政府委員(石田朗君) この点につきましては、ただいまお話を申し上げたとおりでございます。まして、当時、そのときまでの過去の経験、この集積におきまして一つの見通しを立ててこの措置をとつたのであります。かつまた、私どももこのようにな姿において価格が安定され、輸出もその姿で振興されていくことが順当な姿であり、そのような全体のための生産対策その他が実施され遂行されてまいりますならば、再びそのような姿に相なつてまいらうかと思ひます。しかしながら、現在のような内需の非常に急激な増大等々から起こつてまいりました価格の上昇、このような特殊な状況に対応いたしましたのは、現在お願いをいたしておりますような特別措置をも講じまして、この間の海外市場確保政策を講じ、その間になお生産対策等を推進いたしまして、全体として順当な形で価格安定と生産の発展というものが期せられるような姿に持たせてまいらなければならぬでしようし、また、そうなつてまいらうかというふううに考えております。

○達田龍彦君 大体、見通しを誤つたのかどうか、その点についてきちんとした御答弁をいただきたいのです。

○政府委員(石田朗君) 現在の事業団が設立せられましたときの考え方、これは基本的な姿として

はそういうことで進んでまいらるべきであるというふうに考えております。さらに、一年後に追加してこの特別対策をお願いいたさなければならぬという事は、それなりの特殊な事情があるということとは、その新たな事情が追加されてこの特別対策をお願いいたさなければならぬということになつたという点は、そのとおりであります。

○達田龍彦君 さつぱり何を言おうとしてゐるのかよくわかりませんけれども、私は、これは事業団の将来の機能と運営についてたいへん重要な問題だと思つてゐるんです。なぜならば、今回出ている輸出機能を事業団に持たせるといふことは、経済原理の上から考えていけば、生産体制が増産しない限り、国内の需要は圧迫されるんです。したがって、価格の異常高騰という事は、原理的には避けられないという本質を持つておるのであります。そういう意味で、今日そういう国内体制のすべてのものが基礎として調整されない段階の中で輸出をはかるという事は、事業団の価格安定の機能というものがより一そう果たし得ないという客観主体情勢をつくるのであります。そういう意味で、私はそういう面の心配がたいへん強い。であるがゆゑに、この問題に対する見通しがどうなんだという事はたいへん重要なんだから、その点について、いろいろくどくど言わなく

てけつこうですか、どうなんだという事を言つてもえれば、それでもつて、聞いている皆さんだつて、また国民だつて、それによつて判断できるのでありますから、何もあなたたちに全部ががぶさつておるのじゃない。何もかも自分たちの思いどおりいかなのでありますから、そういう点をはつきり、間違ひであれば間違ひ、見通しの甘さがあつたなら甘さがあつたと率直に認めてほしいんです。

○政府委員(石田朗君) この点、ただいま申し上げましたように、最近におきまする内需の急激な増大と価格の上昇というやうな、そのとき予想しておりました以上の事態が生じてまいつたといふことは事実でございます。

○達田龍彦君 それで、私はさらに心配があるのがあります。それは、いま若干触れましたように、今日、異常に生糸の値段が高騰をしてゐる。絹製品もさうであります。そういう状態であるという事は、元来、需要に供給を調整をしていく、生産を増大するという機能を根本的にやらない限り、価格の安定は望めないものであります。ところが、そういうことを根本的にやることが第一義でなければならぬのにもかかわらず、まあその理屈はわかりますけれども、この中に輸出の機能を持たせるといふことは、いま申し上げたやうに、逆に国内の価格を圧迫する結果をつくることは当然であります。なおかつ、将来、事業団に輸出業務を持たせることによつて、事業団の価格安定の機能というものはいよいよやりにくくなるといふことを私は懸念するのであります。この点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(石田朗君) ただいまお話をいたしました、今回の措置は、事業団が物を扱いますことによつて、輸出用の価格がいわば建て値に近い形、そういうことによつてそのファンクションによつて輸出につきましても一定の市場確保をはかつてまいらうというものが基本でございます。これは、基本的には権力をもつていたすわけではございません。いば業界の共販の機関とも申しまうか、こういう形で事業団が動いてまいる、こういう形に相なつたわけでありまして、かつまた、先ほど北條先生からもお話がございましたように、この間の量的関係その他あるいは価格関係、これらがいかなる波及効果を他の諸面に及ぼすか、これらはやはりわれわれとしても十分考えなければならぬわけでございます。それらの点も十分考え合わせまして、現在、昨年よりはかなりの増産が達成されつつあります。それらの状況もにらみ合わせまして、無理のない形で、しかも市場確保の任務を基本的に果たし得るやうに推進をはかつてまいりたいというふうに考えております。

○達田龍彦君 どうも、ずっと落ちるような御

回答でないで、私はこれで審議を終わっていいのだからかという疑問を持つくらいであります。さらに御尋ねをいたしますけれども、事業団をつくらねばならぬのは、価格安定が第一でなければならぬのであります。その証拠には、今回の改正の輸出業務を持たせるといふのは、附則で簡単に取り扱ってある。しかも暫定的なものであります。ところが、事業団の本来の仕事である価格安定の機能というものは、生産体制あるいは需給の体制、輸入の調整等の根本的な蚕糸産業全体のいわゆる基礎の上に安定しなかりやならぬという要素を持っているのであります。これは一氣に直ちにいまの農林省の実力と力ではできないものだから、最終的に考えたのは、これはいま巷に公団の廃止の問題が出ておるので、その延長策ではないかと疑われる節があるのは、これと並行して、これだけではどうも今日機能が十分果たし得ないから、確かに市場確保というものは必要です、この必要なことを一つの足がかりにして公団の存置をきめるのではないかとと思われるような節が今回出てきているというところに一つ問題があると思うのです。でありますから、はっきりしていただきたいたいのには、輸出業務をこの際これに持たせることによって、確かに輸出機能は市場の確保という意味でできるかもしれないけれども、価格の安定という第一義的なものが機能としては果たし得ない、むしろ蚕糸あるいは絹業界全体としての価格というものはより以上に高騰するのではないかと心配があるのであります。そういう意味で、この機能の第一は安定機能である限り、安定機能を果たさせるようなことを今日のところは考えるべきにかかわらず、輸出という必要性を私は否定はいたしませんけれども、そのことによって逆に本質的な安定機能というものが阻害されるという矛盾に対して、矛盾と思わなければどうかしていると思うのでありますけれども、そういう点に対して、一体どう考えておられるのか、はっきりお答えしていただきたいと思います。

います。

○政府委員(石田朗君) いまお話がございましたが、私どもの事業団の機能は、基本的に価格安定をはかりまして、それによって蚕糸業の経営の安定をはかってまいりたいというところにあると考えております。しかしながら、他面におきまして、輸出振興と申しますか、今後の蚕糸業の安定的な、長きにわたる発展というものを考えます場合に、海外市場確保ということがどうしてもゆるがせにできない問題であることも事実であります。現に、昨年、蚕糸事業団法案の成立を見ました際に、衆参両院において附帯決議をいただいております。そのいずれにおきましても、輸出体制について基本的に対策を講ぜよという御決議をいただいております。その点、基本的に関係者の総意による要請があるわけでございまして、それらの要請にも即応いたしまして、現在のようない輸出特別措置を立案し、御審議を願っております。

○達田龍彦君 それではお尋ねしますが、事業団でいうところの価格の中間安定ですね、そこにおさまるのはいつごろだという見通しをお持ちですか。

○政府委員(石田朗君) この点につきましては、できるだけすみやかにそのような体制に持たせていくことが必要であると考えております。それで、その点は、したがって、先ほど来お話しいたしておきますように、生産増強の対策、全体の需給の拡大的なバランスの回復ということも伴って基本的には実現いたしております。その間におきましても、なお価格安定措置が十分に機能いたしてまいりますように、すみやかにその機能が回復するように私どもは努力してまいらなければならぬというふうに考えております。

○達田龍彦君 安定するための機能を果たすための具体的な方策をどういうふうに組み立てて進められようとしているのか、お聞きをしたいと思

○政府委員(石田朗君) いまお話がございましたが、先ほど来お話ししてございしますように、中間安定帯の下限価格にぶつかるといふ事態が起こってまいらないということが、この制度が一つには動いてまいらない原因でございします。そのようなことでございしますから、この点については、私どもは、そのような事態が諸般の需給等の情勢におきましても、いつ出てまいるかというところは、これは一つの時期を予想することはできないわけでございします。しかしながら、全体としましては、安定帯の中におさまることによりまして自然に輸出ができるという体制にすみやかになりますことがほんとうではないかというふうに考えております。

○達田龍彦君 私は、これは政策の場ですから、こう思います、こういうふうに考えます、検討します。では困るんですよ。ものの考え方についているのではありません。どういうふうにしていくのだという具体的に安定するための方策が組み立てられておらなければ、政策ではないのであります。問題は、ただ、こういうふうに考えます、それはこうであります、それが問題ではないのです。具体的に安定するために、これは政治でありますから、行政府としてどういうふうにやっておりますかと、したがって、こういうふうに安定させますということがあります。このことを聞いているのであって、あなたの単なる判断をします、考えを持っておられます。その点を、はっきり具体的に説明してもらいたいです。

○政府委員(石田朗君) ただいまお話がございましたが、この点では、基本的には生産の増強をはかりまして需給の拡大均衡を実現する、こういうことであるかと思ひます。なおかつ、価格の安定そのものにつきましては、これは取引所に対する指導監督でありますとか、各般の措置を講じまして安定にできるだけ遺憾なきを期してまいりたい、こういうふうにお考えしております。そのような点で、先ほど来お話がございましたように、全体の蚕糸業の発展施策そのものがたまたま安定への道で

あろうかというふうに思うわけであります。

○達田龍彦君 まあ具体的なものがないという理解すらできないような御回答でありまして、非常に不満であります。

時間の関係もありますから、若干進めますけれども、さらにもう一点安定の問題についてお尋ねをいたしておきますけれども、価格の決定というのは需給関係によつてきまることは当然だと思ひます。生産量の関係等ももちろんでありますけれども、輸出入と国内の需給体制によつてこれはきまるのです。そういう意味で考えてまいりますと、いまの価格がいわゆる安定帯の中におさま得ない異常な状態であるということ、これは今日政府のほうでもお認めになつておられるところ

そこで、そういう状態の中で、さらに機能として事業団が年間三万俵でございしますか、輸出を確保する、こういうことになりまして、国内の需給関係が圧迫をされまして価格が上昇することは、これは原理であります。それをお認めになりますか。

○政府委員(石田朗君) 先ほどもお話し申し上げましたように、昨年から本年にかけても、現に繭は増産傾向にあるわけであります。従来の輸出の実績を考え、今後の輸出をやつてまいりたいという量を考へてまいりますと、ある程度の量を事業団が買い入れまして、なおかつ国内供給は昨年より増加してまいらうかと思ひます。かつまた、先ほど申し上げましたように、この輸出そのものは、建て値制に類似した形をとりますが、やはり経済法則によつて行なわれていく制度でございまして、輸出そのものは向こうの買い手との間に一つの量が実現していくと、こういう形でございします。したがって、それらを考え合わせまして、この点は実際の需給の問題とも相なりま

けれども、国内及び海外、これらを全体をバランスのとれた発展に持たせてまいることができるとは、ないかというふうに考えております。

○達田龍彦君 いいですか。いま申し上げたように、需要に供給が追いつかないという形になりますと、どうしたって価格は上がるのであります。

さらに追いつかない形で輸出の確保をするということになると、国内価格は私に上がることは当然だと思ひます。上がらないというならば、上がらないいわゆる政策をとらなければならぬのでありまして、ただ生産の増強をはかりますと、こういうこと、基本的にはそうでありましょうけれども、増強をどういう形で具体的にプログラムに載せて増強をしていったら安定ははかられ、さらに輸出をしてみてもなおかつ安定帯の中に安定ははかられるような形がとり得るという、その具体的な政策と実行が必要である。それをどうしてやるのかというのを聞いておるのであつて、ここで経済学の問題を話しておるわけじゃないんです。そういう経済原理があるから、それに基づいて、政策的に機能として果たすことがあるのではないかと、それをどう押えるんだ、そのことをあなたが説明してくれなければ、こうでございませう、ああでございませう、ただ自分で考えておることだけを言われたのじゃ、現実には動かないじゃありませんか。その点、具体的にどうしますというのをこの場で御説明をいただきたいんです。

○政府委員(石田朗君) 基本的に蘭及び生糸の生産増強をはかつてまいるという基本的な考え方のもとに生産対策を推進してまいるということについては、前々御説明いたしましたとおりでございます。本年度の蘭の生産につきましても、そのような基本的考え方に基づきまして民間業界の盛り上がりとも関連して生産増強対策を推進いたしております。そのような結果、年間八%の増強が予想されるというふうな姿としてあらわれてまいっておるわけでありませう。明年になりますれば、さらに上置きましてこの上に生産増強がはかられてくると思ひます。このような姿の上にこの対策を実施してまいるのでありまして、したがひまして、その間に内外の価格、需給の調整というものは、これは数量決定、価格決定等がからみます。これについては業界のいろいろ意見も聞き、十分に具体的な決定をいたしてまいらなければならぬと思ひます。それは、基本的な生産対策の実現ととも

にも、需給の拡大均衡の対策が漸次はかられてまいる、こういうことを私も目標といたしております。

○達田龍彦君 私、この法案それ自体のねらい、それから今日置かれてある蚕糸産業という、全体の行政の中で何らかの方法をとって生産の増強なり輸出の振興をはからなければならぬというのには当然だと思ひます。そういう意味で、この法案自体に期待するものは非常に大きいのであります。大きいのであります、それだけにまた大きな不安と危惧を持つ内容があまりにも多いのであります。であるがゆゑに、この際国会の中で明確にしておかなければならぬと思つておるのであります。

そこで、もう一点さらに突っ込んでお聞きをいたしますけれども、この法案がおそらく通るでありましよう。通るとしたときに、現在のいわゆる国内の価格水準が、輸出業務を事業団が機能として果たすために、国内の価格が現状よりも上がると思つておるのか、下がると思つておるのか。上がるとするならば、どの程度の見通しを持つておられるのか、あるいは、現状に押えようとするならば、どういう対策で押えようとするのか、この点を明確にひとつ御答弁いただきたい。

○政府委員(石田朗君) ただいまお話がございましたが、生糸価格は、いま価格安定措置をいろいろ考へてはおりますものの、これはやはりある幅の中で経済法則による価格の決定が具体的には行われる、こういうことでございませう。と申しますのは、生糸価格の変動等も非常にいろいろな要因によつて引き起こされてくる、こういうことでもあるのでございまして、現に春繭出荷期が迫つてまいっておりますが、この間の見通しにおきまして、業界内部で今後値下がりするといふ者、値上がりするといふ者、かなり大きく二つに意見が分かれ、両方ともかなりの自信をもつて主張をいたしておるようなのが生糸の生糸市場の場におきまします。いろいろな議論でございまして、いまお話がございましたが、計画経済なり、公定価格制度をとつておるわけではございませう、価格の動き

がどうなるというのを私がこの立場で申しますことは、これは逆にそのことによる価格への影響ということのほうは大きな問題であらうかと思ひます。この点については、上がる、下がる、こういう議論は差し控へさせていただきますと思ひます。

○達田龍彦君 まことに申してこれはおかしい話でありまして、その産業全体を進めていく立場に立つたならば、将来の価格の大体の見通しというものを立てて、その中において蚕糸行政、生糸行政全体の方策を進めていく、そういう立場にあるのが今日の蚕糸局の立場であると思ひます。それに対する回答としては、私はききわめて不満足でありませう。こういう状態の中で、今後輸出業務を持たせ、あるいは生産増強をされると言つてみても、一体国は本気でこの問題を考へてくれるんだらうかという不満と不安を農民は持つのではないかと、いう気がしてなりません。

さらに時間の関係もございましてので進めてまいりますけれども、もう一つ私が心配になるのは、いま申し上げたように、根本的な価格の安定の問題と、さらには輸出機能を持たせた場合において、事業団の第一義的な価格の安定よりも輸出機能だけが先行し、それが主たる業務になるような形になりはしないかという私は危惧があるがゆゑに問題を提起してゐるわけでありませうけれども、同時に、もう一つは、輸出をするということになりますと、元来、輸出の基本というのは、国内で余るから外国に市場を求めて売っていくという、こういうのが第一義的に考へなければならぬ基本だと思つております。しかし、なおかつ世界的に需要が非常に多いので輸出産業としてこれを伸ばしていこうという施策がとられなければならぬと思つておるわけでありまして、あくまでも国内の需給の安定の上に国外市場の進出というものはなされなければならぬ。そうしなければ、国外における競争力も弱く、安定した海外への発展はあり得ないといふのが基本的に私は正しいと思つてゐる。そういう意味においては、今日の日本の生糸産業あるいは繭産

業というものは、きわめて不健全なものであり、きわめて内容的に矛盾と欠陥を持った状態の中で海外に出ようというのでありますから、海外に出たときにおいても、きわめて生糸それ自体が不安定であります。言うならば、親の経済基盤がはつきりしてないところに外遊をさせていい勉強をしていこうといったつて、それはいかないのであります。そういう状態に今日の生糸の輸出を持つていこうというのが今日の状態ではないかと思つておるであります。

そこで、そのためには、国内の輸出業者、あるいは生産業者、生糸業者、そういう人々に、国内のほうが必要があるわけでございますから、ほんとうに政府が考へてゐる通りに事業団に供出するだけの協力体制があるのかどうか、この点に私は疑問があるものであります。そう思つておりますと言つたつて、なかなか業界自体も、いろいろ参考人の意見を聞いてみても、役所にここで少しづつあてがふまいことを言つておられるしなうかというので、相当控え目な参考人の発言であつたと思ひます。これは一〇〇%の業界あるいは養蚕業者の意見だと私ははたしな節が今日の養蚕政策全体を見るときにあるがゆゑにそう思つておるわけですが、そういう意味で一体協力体制がとられるのかどうか。これはいままでの回答の中で、とられると言つておられますけれども、どういふふう具体的に協力体制をとらせようとしているのか、あるいは業界全体としてどういふふうこれにこたへようとしているのか、もう少し確信のある、なるほどと思つような具体的な御説明をいただきたいのであります。

○政府委員(石田朗君) ただいまお話がございましたが、戦前におきましては、輸出のほうが多いという意味で生糸は輸出産業と言われましたが、また、そういう種類の産業も相当多くございまして、内需がかなりの大きさを持つてかつまた輸出をいたすという姿に全体の産業体制が變つてまいり、かつ、それはそれなりに健全な姿であらう

という御趣旨でありますならば、ただいまの前段のお話がありましたことは、私もそうであろうと思ひます。しかしながら、この点につきまして、私もといたしましては、日本の経済全体を考えたとき、蚕糸業の健全な発達を考へるという立場に立ちますと、国際的な需要の増進というものがございまして、内需と輸出と両市場を確保して蚕糸業の発展を進めてまいらるべきであるというふうに考へてゐるわけでございまして。

これに関する関係業者の協力体制はどうか、こういうお話がございましたが、先ほども申し上げましたが、本来、このような措置をとることは、関係業界そのものからの強い要請でございまして、そのような要請に基づきまして、しかも、その強い要請は、養蚕業者、製糸業界、輸出業界、これらの一致した姿において出てまいった要請でございまして、それらをさらに十分に検討をし、練りまして、このような案になつてゐるわけでございまして、私も、先日の参考人の御意見等々にかんがみまして、かつまた、これ自体がそのような蚕糸業の長期的発展の上に立つた必然の措置であるという点からいたしまして、関係業界の協力という点においては十分に期待し得るものというふうに考へております。むしろ、協力ということではございまして、業界自体がこの措置を推進していけるものというふうに考へております。

○達田龍彦君 それで、今度は輸出価格の問題ですが、今後市場をアメリカに求めたいという方針のようでありましても、全体的な国際市場の状況を見てみれば、アメリカを求めたいといへん妥当な行き方だろと思ひますけれども、問題は、海外市場における価格競争の問題になりますと、非常に危惧する問題が多いわけでありまして、したがって、この方向として一般的に見てアメリカに輸出する場合に、あるいは中共の生糸、あるいはソ連ですか、あるいはその他イタリア等々からの生糸の輸出の価格ですね、これと比較して、一休事業団の取り扱い価格というものはどういふふうな見通しをされておられるのか、それをお聞きして

おきたいと思ひます。

○政府委員(石田朗君) ただいまのお話でございますが、海外市場の価格、及び、現実に今後、先ほど北條先生のお話でございましたように、具体的にその価格をいかに定めていくか、これは重大な問題でございまして、関係者の間ではいま寄り添ひ議論がされております。これは、最終決定に至りますまでは、かなり十分な検討と、細部におきまして微妙なる決定の措置が必要かと思ひます。したがって、計数的に申し上げることはむづかしいと思ひますが、現実におきましてアメリカ市場で日本の生糸と競合いたしますものは、韓国生糸でございまして。それで、韓国生糸は、現在、日本生糸よりも一〇%から一五%安いといわれております。しかしながら、現在の価格自体、変動時における価格でございまして、これが建て値制に移りました場合にどのような姿をとるか、これはまだわからないわけでございまして。これは、幾つかの外国の業界等との連絡等々によりまして、昨年来、ある程度の情報を把握してあり、それらに基づいて検討が続けられております。従来の価格そのものから直にははじき出せない、こういうふうに考へております。

○達田龍彦君 まことにこれに困つた話として、輸出をするならば、大体の輸出の基準価格というものは当然きめて、そして、そういう見通しを持って海外に品物を出すという体制が当然あつてしかるべきだと思ひます。これはあるんだけれども言えないというならば、これはまた国会軽視でありまして、そういう態度であるならば、国会の審議としては審議が進みません。私は考へるに、おそらくは参考人の意見もそうでありましたけれども、外国に出す場合については、いわゆる生糸生産国の比較においては若干高くなるのではないかと御意見がかなり多いのであります。これは、衆議院における参考人の供述の中にも、若干高くなるのじゃないか、高くなつても、日本の生糸は品物がよるしいからけつこう売れるんだ、取引はできるんだ、そういう御意見が

かなりあるようであります。しかし、私は、それにも非常に不安と疑問を持つのであります。外国においては、価格の安いものが何といたつて市場の占有率は高いはずであります。幅をきかしてくるのであります。高い状態で出すということとは、それだけ無理が出てくるのであります。生糸そのもののことも、違つた要素によつて取引されるという要素が強いのであります。そういう違つた要素によつて生糸の取引がささえられる限り、そういう客観諸情勢がかわつたときには市場の確保が困難になるという予想を持つがゆゑに不安定であります。私は、そういう意味においては、海外市場を安定的に確保するためには、価格競争においても優位性を持つということが当然必要であると思ひます。そうなければ、ほんとうの意味での安定した、しかも発展する貿易というものはできないだらうと思ひます。そういう意味で今日事業団はつくつた。そして、農林省あたりの考え方では、いまだでも生産が追いつくようなことを言つておられますけれども、四年も五年もかかつてやつと生産が追いつくかもしれない。その間というものは、輸出において、いま申し上げたように国内体制が非常に不安定でありますから、価格体制においても外国との競争においても不安定だし、市場の確保にも不安定をかいながら貿易をしなればならぬということが続くと思ひます。私の判断では、その限りにおいては、貿易競争においてきつめて不利な困難な状態の中でやつていかなければならぬ、こういうわけでありまして、そういう点に対しては私はたいへん不安を感じます。したがって、少々高くても売つていけるだらう、こういう見通しといたしておりますので、こういう点に対して蚕糸局ではどうお考へになつてゐるのか、お尋ねをしておきたい。

○政府委員(石田朗君) ただいまのお話でございましたように、従来の変動する価格の体制から、いわば建て値制とも言うべきものに移りますことにより、これは国際競争上その意味では一つの優位に立ち得るわけでありまして。優位に立ち得るわけでありまして、他面におきまして他の競争の側面がある。価格の水準もさうであるし、その他貿易輸出努力とか、各般のことがあろうと思ひます。したがって、私もといたしましては、この措置によつてあと手をつかねておのずから一定のものが実現するかと、これは必ずしもそうではないかと思ひます。このような全体の価格安定、輸出価格の一定維持という点において格段の措置を講じますと同時に、輸出努力についても従来以上の格段の措置が必要でございまして。また、その間においてコスト引き下げその他の努力をいたしまして、将来において基本的に国際競争力を強化して外国と対抗し、海外市場に進出できる基本的な体制を整へることが必要なことはもちろんであります。これらの措置を講じつつ、かつ、今回のこの制度によりましてこのようになつた一つの大きな武器を手に入れるということが海外市場確保のための大きな前進であるというふうに私も思つております。

○達田龍彦君 回答としては満足なものではありません。これ以上いろいろ質問をしてみても、満足はいくような回答というのか、体制というのか、引き出せそうにもありませんし、また、体制がないゆゑにその程度の回答しかできないのではないかと、いう気がいたします。

そこで、さらにもう一つ伺ひをいたしておきます。私は、その逆の場合もあり得るのじゃないかと思ひます。たとえば海外に安く売らなければならぬ、買い上げ価格よりも、一応事業団が買い上げますね。そして、それを輸出業者に売るわけでございます。それを今度はアメリカのどこか契約した商社に売り出す、こういうことになるわけですね。そうしますと、いま申し上げたように、まあ常識的に考へてみると、他の輸出国よりも若干でも日本の生糸が高いということになると、市場を確保するためには日本の生糸の輸出価格を下げなければならぬということも当然場面に

よつては出るのじゃないかと思うのであります。その場合に、輸出業者が事業団から買入れた価格よりも安く売らなければならぬという、いわゆる差損というのですか、その差が出てくるわけですね。それを一体どうするかという事は、それは輸出でありますから、生きものでありますから、どうなるかわかりませんし、そういうことも想定してみなければならぬと思うのでありますけれども、そういう場合には一体どういう対策をおとりになるかとするのか、お伺いをいたしておきたい。

○政府委員(石田朗君) 輸出の場合に、輸出用生糸を事業団が取り扱ひまして、これを輸出業者に一定価格で売り渡すわけでありまして。その場合には、必ず輸出すべきこと、それからその場合の価格その他についていろいろな条件がついて回ることとは、これは当然だろうと思ひます。かつまた、輸出業界におきましては、このような形で全体の生糸輸出が建て値制のような強固な価格安定の制度をとつてまいる、こういうことになりまして、輸出業界全体としても一つの協調体制が必要になつてまいらう、また、そのような気運にあつてと思ひます。そのようなことによりまして、全体としての日本の生糸は大体幾ら幾らで売られるのだらう、したがつて、そのような値段で向こう側としても契約を結んでまいる、こういうような体制に持つてまいるように、これは業界体制としてもしなければならぬと、われわれとしてもそのようなことが必要であらう、こういうふうに考へております。

○達田龍彦君 どうも、局長の回答というのは、ただたくさんものを知つてゐるというだけであつて、どうするということは何一つないのであつて、これまでまことに不満であります。確かに、よすががどうか、輸出の量がどうか、業界の内容がどうかとか、そういうことはよく知つていらつしやるけれども、どうするかということになると、からつきしこれで満足だというものが無い。私は非常に不満であります。

そこで、具体的にいま申し上げたようにそういう差損が出た場合、一体どうするのか。これはやはり政府のきちんとした考へがなければ、業界だつて不安だらうと思ひますし、一体どうなるのだらうかということ、輸出に対して協力できないという姿がその中から出たらいへんだと思ひます。でありますから、そういう差損が出たら一体どうするのか、もう少しきちんとしたお答えをいただきたい。

○政府委員(石田朗君) ただいまのお話でございますが、先ほど申し上げましたように、一定価格で売り、かつ、したがつて、全体の輸出価格はこの程度に相なるということを期待して売り渡すわけでございまして。その際、差損ということとは私は考へておらないわけでございまして。

○達田龍彦君 まあ話が合ひませんから、これでやめましょう。

それでは、何か張り合ひがなくなりましたので、最後に、輸入の問題について二、三質問をしたいと思ひます。政府に対して、事業団の業務の持つ機能の中に輸入業務を入れたらどうかという、業界でございまして、建議があつたということをお聞いしております。私は、元來、これはその本質的に原則的になければならぬと思つてはおりません。しかし、事業団が輸入をする機能を持つということとは、自由化体制の中でもあるいは自由に経済を發展させるためにも、これは私はあまりいい方法ではないと思ひます。しかし、思ひますけれども、現実には日本の国内の需給関係、生産体制あるいは輸出強化を考へるならば、これは好むと好まざるにかかわらず、輸入を事業団の中で運営をしなければならぬという要素が非常に強いということだけは言えると思ひます。それは、考へてごらん下さい。事業団が価格の安定をはかるためには、まず第一に考へなければならぬのは、繭の手持ちを持つ以外に価格の安定をはかることは非常に困難ですよ。今日、繭の手持ちがないがゆゑに、これを放出したりあるいは買い上げたりする機能を持たないが

ゆゑに、価格の安定機能が果たし得ないのが致命的な欠陥であります。であるならば、今日、輸出をしようという考へ方に立つならば、国内の需要が非常に高くなつておるのでありますから、それに対する供給が伴わない限り、手つとり早い方法としては、輸入にたよる以外に方法がないという状態になるのであります。輸入業者だつて生産が伴わなければ業界として立つていけないから、よそから繭を買ひ込んでおつて国内の需要を満たすという考へ方を考へていかなければ、業界も立たないじゃありませんか。また、皆さんが国内のそういう需給の逼迫している状態の中で輸出を考へる限り、事業団としての繭を持たなければならぬ。持つためには、たとへば、例として外国から繭を輸入をして、その手持ちによつて価格の調整をはかるという方法をとるならば、ある意味では価格調整機能を果たし得るのであります。その意味で、私は、一方で国内の需給の逼迫した状態の中で輸出という形を事業団がとろうとなつたら、それを調整する機能が生産以外に手段がないという状態の中で、いま直ちに生産がそれに追いつけないという国内体制である限り、何としても輸入という問題を考へて、国内の需給の調整と同時に価格の安定をはかる以外に本来の価格安定の方法はないのであります。そういう意味で、私は、本来持つべきものではないけれども、今日持つていかなければならぬ多くの要素と矛盾を持つておるのではないか。にもかかわらず、今日やらなかつたということが問題ではないかと思ひます。

が、この入れるか入れないかという論議はあると思ひます。あると思ひますけれども、そういう状態であることだけは間違ひありません。また、事業団が持たざるを得ないという要素があることは間違ひありません。そのことが、事業団の第一義であるところの価格の安定に対しては、手持ちの繭を持つ以外にこれを調整する機能はないのでありますから、その欠陥をどうしてよくのか、この点

問題がこゝでくずれるのはないかと危惧をいたすのであります。ただ、いままでの回答みに、おれはたくさん知つてゐるぞという回答じゃ困ります。こういうことなんだ、これで安心いただける、こういう回答をいただきたい。場合によつては、大臣からお答えをいただきたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私は、あなたのおつしやる御趣旨と全部一致はしておりませんけれども、蚕糸事業団のような事業がその目的を完全に果たすためには、輸入もやはり取り扱うべきものである、こう思つておりますが、こういうことにつきましては、政府部内でさらに検討を續けてまいりたいと思つております。

○達田龍彦君 私は、いまみたいな検討という国会答弁用の検討では困るんです。いま申し上げたように、価格の安定機能というのは、それ以外に今日とり得ないのではないかと気がいたすのであります。そういう多くの問題と要素をかかえながら、なぜこれが取り入れることについて問題があつたのか。まあ局長の御答弁によりまして、自由化の問題が一つ障害になつておるようでございます。その他については、ほとんど具体性のあるいままでの回答の中では答弁として出ていないのであります。自由化問題だけでこれがやれないというところであるならば、これは私は考へ方としては適當ではないと思ひます。その他どういう理由があるのか。そして、いま言つたような、そうでなくても安定という機能というものには先ほどから私が論議しているように非常に無理じゃないかという気がしておりますのであります。これは先ほどの御回答で私は満足をしておりませんが、けれども、いづれにしても、そういう要素が出てきておることは事実でありますので、そういう点をどう考へておるのか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) この法律を作成いたします過程におきましてはいろいろ議論がありまして、私どもとしては、お説のように、調整機能を果たすという意味から申しまして、また、蚕糸事業団のような性格の機能を十分に發揮して効

果をあげるためには、輸入についてもある程度のことができるようにするほうがいいと思っておるのであります。しかし、御承知のように、韓国または中国系等の輸入は、それぞれ別個な形式でやっておりますし、それから国によっては保税に入れているところもあります。そういう関係で、検討というのは、ただ単なる検討という御返事とおとりくださらないで、あなたの御指摘になったような点について一方草案の当時十分いろいろ政府部内で検討いたしました、いろいろな関係がございまして今回は提出いたしました法案のようになつたわけでありまして。なおこれから部内において検討をいたして機能が十分發揮できるようにしてまいりたいという意味で、ほんとうの意味で検討でありますから……。

○達田龍彦君 大臣がほんとうの意味で検討されるそうですから、時間もございせんので、最後に一点だけ質問して終わりたいと思ひますが、需給の見通しについて、かなりおおらかな説明を局長はされておるようであります。確かに、今後の傾向としては、絹の需要が増大するのではないかと。現に、そういうような徴候がいろいろ資料や御説明から、また、現実に国民が生活している状態の中で絹を取り入れている状態を見るときに、そういう感を深くいたすのであります。しかし、一面、私は不安に思ひますのは、過去のいわゆる養蚕政策あるいは製糸政策というものを考えてみたときに、非常に一貫性のない不安定な行政をしたがゆえに特にそういう気がいたすのでありますけれども、また、そういう歴史の中からでも、絹の特性というものがあらわれてきている景気がいい場合についてやはりこれが消化されている。経済の非常に好調なときにこれが需要が高まっている。これは、やはり絹が、何か新聞に載つておりましたように、高級消費財というふうな性格を持っているがゆえにそういう要素を持つておると思うのであります。その意味においては、高級消費財だという性格を持つ限り、それは、大臣がよく言われるように、日本人のいままでの歴

史の中で絹に対する特殊な愛着があるんだということも一面あるかもしれないけれども、これは私はそのほんとうの要素ではないと思ひます。やはり少し余裕が出てきたから少し高級品でもという気持ちがあり、それにまあ愛着が加わつていくのじゃないかという気がいたすのであります。そういう意味では、景気の変動によつて需給というものがたいへん左右される品物であるということはその要素の中に認めなければいけないのじゃないかと思ひます。でありますから、今日の需要というものは、このものの本質から考えてみたときに、日本のいまの国民経済が上向きになり、生活が少しでも潤沢になつておつて、少し上質のものについても手が回るといふ状態にあるがゆえにこういう需要が増大しておるものであるから、その意味では景気の変動によつてはこれがまたたたりといふ要素も反面持つておると理解しなければならぬと思ひます。私は、そういう意味において、政府がいま考へておるような今日の景気の状態、今日の経済の実勢、国民経済の状況、国民生産性の状態から判断してさらに増大するであろうという判断は、非常に不安定な要素もあるがゆえに心配であります。この点、私はそういう意見を持つておりますけれども、どういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(石田明君) この需要の見通しは、おっしゃいますように、われわれとしても非常に慎重に行なうべきものだと思つております。実は、最近五カ年間で、実に五カ年間で五割といったような需要増大を見ておるわけでありまして。そのまゝの傾向で今後進むと考えることは、これは危険であらうというふうに思ひます。われわれといひましたし、もっと長い期間をとり、かつまた、所得増大の傾向、これとにらみ合わせまして現在の見通しを立てておるわけでありまして。それで、この場合に、したがひまして、私どももいたしましては、こまかな景気年次変動と大きな所得増大の傾向、これらをかみ合はすべきかといふ問題でございまして、大きな傾向としては、私

ども、現在の需要見通しで基本的には大きな誤りはないといふふうに思つております。こまかい景気変動との関連でございまして、実は、ここ数年におきましては、若干景気の後退いたしました時期におきまして、必ずしも特にその影響を受けて後退しているということではありませんが、その間においても絹需要が非常に増大しておるということがございまして、たゞいま申しました大きな見通しに立ちまして、しかもこまかい変動等についても十分注意を払つていくことは必要であらうかと思ひます。かつまた、そのことが、国内市場、海外市場等、各方面の市場確保を十分はかつてまいらなければならぬというゆえんでもあらう、かように考へております。

○達田龍彦君 最後に、大臣、先ほど決意はお述べになりましたけれども、先ほど来のいろいろな議論の中でも、生産体制にいたしまして、あるいは需給の均衡の問題にいたしまして、価格の安定の問題にいたしまして、輸出入の調整の問題にいたしまして、たいへん大きな問題点と今後政策努力をしていかなければならぬ問題がたゞくさんあると思ひます。そういう意味で、この問題に対しては農林省も十分な努力を真剣にしていただくことをお願いしたいのであります。大臣のそれに対する態度の決意といひますか、態度の表明をいたして、終わりたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) お説全く同感であります。私どもは、統制ではございせんから、政府がきめた方向に引つぱつて行こうというわけではございせんけれども、やはり行政としてはいろいろの面できめこまかいお手伝いをする必要なければならぬかと思ひます。これが最終的な目標は、先ほど北條さんにも申し上げましたように、私どもは養蚕業というもののについては決して失望いたしておりませんで、これからますます拡大されることを期待するやうな方向で努力

を続けてまいりたいと思つております。

○武内五郎君 もうすでに同僚委員の諸君から質問が大方出尽くしておりますので、私の質問はほとんどなくなつたようになりまして、ただ、前回私の質問で留保いたしておりました点で、二回つて本日の質問を終わりたいと思ひます。

特に、今回、私どもが養蚕事業団法の改正法案を審議するにあたりまして、この事業団は今日の養蚕業界の動きの中心になつてこれから成長していくものだと実は考へておるから、まじめに一生懸命やつておるわけでありまして、しかも、それには、前回も強く指摘いたしました、増産をまづしなければならぬ。その大きな使命のある増産をするためにはどうしたらいいか、これを具体的にだせと、こういう追及をやつておるわけでありまして。満足な案もありませんが、私はそこで大臣に、これは大臣に対する宿案として、ぜひ具体的な案の再検討をお願いしたい。特にここで増産が問題になりまふので、しからば、増産をばばんでいるのは一体何なのか。特に繭の生産が低下した。この低下ということについて、前回私は低下と言つたら、その途中の計算数字について多少の相違があつて、これは相違ではありせんけれども、中間の報告で一カ月分足らない。それで御注意を受けたので、これはありがたく御注意をちょうだいしておきます。いづれにしても、低下しておる。あるいは、よく言つて停滯、ひき目と言つて停滯している。これを前進させるにはどうしたらいいかということが問題だと思ひます。いろいろ考えられる点がありますが、まず、私は、今日の養蚕業が持つてゐる欠陥、増産をはばむ欠陥というものを一つ二つ指摘したい。たくさんあると思ひ、知つていただいてもたくさんある。それを一つ二つ指摘したい。

まず第一は、御承知のとおり、価格の不安定ということがあります。その中で特に繭の生産費において養蚕農家の労働に対する報酬がきわめて安

い。こういう関係から繭生産の意欲が減退したの
で、それが今日にあらわれてきておるのだという
私どもの考え方です。

それからもう一つは、今日、日本の養蚕業界の
持っているきわめて非民主的な古い形が出てい
る。これはどういふことかという、大臣も信州
の御出身でよくおわかりと思いますが、昔、養蚕
の特約組合というのがあった。大きな製糸業者が
村へ入って養蚕家と特約を結ぶ。これには養蚕
も機具も一切自分の気に入った、自分のところの
製糸に合致するようなものを押しつける。価格は
ほかより少しよいので、みな喜んで飛びつくが、
精算してみると、機具代、蚕糸代を引かれるとか
えって安くつくという昔の話がある。しかも、こ
れは村のそういう者が集団的に特約組合をつくつ
てやめた。製糸業者の下請連中ですが、こういう形
があったのであります。私は今日もまだそれが
残っていると思うのです。いろいろな形で、文句は
変わっておりますが、団体協約という形でこれ
が出ておるのではありません。そこには、あるいは農
協も入っております。あるいは村の顔役諸君
も入っております。そういう者がその中心に
なつて、仲介して、会社と団体協約を結ぶ。みな
その村の者はいつの間にかそれに吸収されてい
る。農民の自主性というものは全然ありません。
私は、そういうところに今日の養蚕意欲の低下が
出てきておると思います。したがって、繭の価格
決定も、ほとんど養蚕農民が関知しないうちに決
定されておる。そういういろいろな機関で、これ
は合法化されておる。あるいは県も関係してお
る。新潟県で、数年前、私も知っておる限り
でも、いまでも振り売りというのがある。これは
フリーに売るのでそこから出たのかもわかりませ
ん。これは買うほうは抜き買いと言ふ。その協約
を乗り越えて売ったものが振り売り、協約を乗り
越えて買ったものが抜き買い、こういうような形
が出ておる。しかも、それは県も関係しておる。
こういうような非民主的な形が今日残存してお
る。しかも、これが合法化されておる。県も関係

して、繭なんかの取引を抜き買いをしてやってお
る者を警察力で押えようとしておるものが出て
きたりしている。私は、今日、大きな使命を持っ
ている繭の増産をはばむ見えざる力が出てきてお
るの、そういうところにあると思うのです。こ
ういふような形が出ておる。これを直すのにはど
うしたらいいか。これは容易なことではないと思
うのであります。これは全く容易ではないと思
うのです。一大決心で、しかも相当の歳月をかけた
ら直していかねばならないのではないかと思
うけれども、直す方向をやはりとらなければ増産
が可能にはならないと思ふ。しかも、今年、
大臣の出身地であります長野県で、そういう非
民主的な、養蚕家を縛り、押えるような、そ
ういふワクを乗り越えて、それを乗り越えて繭価格
を少しでも高く買ってくれる。何も県内の業者
や何かとだけ取引する必要はない、なんぼでも高
く買ってくれる業者に売ろうじゃないか、こうい
う運動が長野県を中心にしていま起こりつつあ
るのではありません。私は、これは、やはりさうい
うところから起きておると思うのです。さういふ非民
主的な形が残っているから、それを乗り越えてい
こうとする動きのあることは否定できないと思
うのです。さういふようなことがありますので、
これは増産をはばむ大きな力であると考えます。
私は、時間がありますので、これから何か衆
議院のほうから修正された案件が回ってきてい
るので、その説明があるさうですから、多くの問
題に触れることを避けたいけれども、きわめて重
要な問題一、二点について触れて今日質問を終わ
りたいと思ふのであります。そこで、私は、増産
には、さういふ古い欠陥を直して除却していくと
同時に、増産させる基盤というものを養蚕農民
に与えていかなければならないと思ふのであり
ます。それには、桑園の開拓、開発もあるでし
ょう。桑園の改良もあるでしょう。いろいろたそ
れに伴つて新しい技術の採用、新しい機械の採用
ということが考えられる。この増産の基盤を造成
する政府の具体的な対策というものは、今日まで

ずいぶん長い間説明を聞いておりますけれども、
出てこないのではありません。全く出てきておりま
せん。時勢とともに考えられなくなつておるの
です。けれども、具体的にどういふのでありま
す。それでは、私も、ほんとうに審議で満足する
わけにいかぬのであります。それを私はここで強
く御指摘申し上げて、しかも、最近、農林省が中
心になつて、増産のための機械化を進めてきてい
る。新しい機械、桑の枝を払っていく機械、これ
は容易ではない。いくら養蚕農家が今日景気がい
いからとかどうとかいふたつて、買えるはずはあ
りません。今日、日本の農業の大きなガンは、小
さい農家でさえ耕うん機やあるいは乾燥機や一切
の農機具を新しく買つていかなければならぬとい
う宿命図が今日の農民の大きな負担になつてい
ることを考えると、それと同じ養蚕農機具を新し
く入れようとするところに養蚕農家の負担が大き
なつてくることは避けられない。一体、これに対
する対策はあるのか、具体的に示してもらいた
い、私も言つたし、鶴岡君も言つておる。それを
はつきりしてもらいたい。私はもうはつきりした
御答弁をいただく時間はありませんので、大臣に
私はさういふ点を特に御注意を申し上げて、増産
の対策、養蚕業界の民主化についての具体的な対
策というものを検討されることを特に御要請し
上げて、私の質問を終わります。御決意をひと
つ……。

○国務大臣(倉石忠雄君) たいへん養蚕のために
御心配をいただきまして、ありがたく拝聴いたした
わけでありまして、御存じのように、最近、だ
んだんと県養蚕が中心になりまして協約が進歩
をしてきております。普通の地方の製糸家との間
にはもちろんさうであります。組合製糸家がだ
んだん発達して、組合員の繭を組合製糸が購入いた
します。さういふことの話し合いの間にきわめて
民主的に価格が決定されておるわけでありま
す。相場の変動につきましては、これはもうよく
武内さんも御存じのように、需要の関係で大体繭
高に掛け目がきままりまして、それを基準にして協
定いたしました。いっておるわけでありまして、昔
のようなことはだんだんなくなつてまいりま
す。基本的に、先ほど来私どもがお答えいたして
おりますように、この価格をできるだけ安定する
措置を講じ、養蚕事業団の機能を十分動かすよう
に指導いたしまして、繭並びに生糸の増産に全力
をあげてまいりたいと、こう思つております。

○委員長(野知浩之君) ほかに御発言もなけれ
ば、質疑は尽きたものと認めて御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いま
す。――別に御意見もないようでございますが、
討論はないものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより採決に入ります。日本養蚕
事業団法の一部を改正する法律案を問題に供しま
す。本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

武内君から発言を求められておりますので、こ
れを許します。武内君。

○武内五郎君 本日まで各位の熱心な御討議で養
蚕事業団法の審議が進められてまいりまして、い
よいよ満場一致の御可決になったのであります。
つきましては、ただいま可決されました日本養蚕
事業団法の一部を改正する法律案について、自由
民主党、日本社会党、公明党の三党共同提案によ
る附帯決議案を提出いたしますので、御賛同をお
願ひ申し上げます。

以下、案文を朗読いたします。

日本養蚕事業団法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議案)

政府は、本法の施行に当り、特に左記事項の

実現に努力すべきである。

記

一、生糸類の輸出を振興するには、急速かつ計画的に繭の増産を図り、輸出余力を確保することが基本的な条件である。したがって、繭生産停滞の原因を除去し、繭の増産体制の強化と生産費の引き下げならびに繭取引の合理化を図るため、抜本的対策を樹立するとともに、その実行に必要な予算措置を講ずること。

二、山村地帯に対しては、繭の増産対策をその農業構造改善の一環として特に強力に推進することとし、必要な予算措置について特段の配慮を加えること。

三、日本蚕糸事業団が本法に基づく事業を実施するに当つては、一定期間、一定価格で輸出するいわゆる輸出新体制として、その適切な運用を図り、もつて海外市場の維持拡大に遺憾なきを期すること。

四、輸入生糸がわが国蚕糸業の安定成長に好ましくならざる影響を与えないようその調整措置についてすみやかに検討すること。

五、生糸及び乾繭の取引所については、その過当投機により繭糸価格安定制度の運用に支障を来さないよう臨機適切な規制措置を講ずること。

六、基準糸価の設定に当つては、特にその基礎となる生産費算定の適正化について検討すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(野知浩之君) おはかりいたします。

武内君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野知浩之君) 全会一致と認めます。

よつて、本決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま御決定になりました附帯決議につきましては、政府におきましてもその趣旨を十分尊重いたしまして、慎重にその施策を進めて御期待に沿うようにいたしたいと存じます。

○委員長(野知浩之君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

〔速記をとめて〕

○委員長(野知浩之君) 速記を起こして。

〔速記中止〕

○委員長(野知浩之君) 次に、中小漁業振興特別措置法案及び外国人漁業の規制に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、両案について提案理由の説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 中小漁業振興特別措置法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、その漁獲金額において世界最高であり、動物たん白食糧の重要な供給源として、国民経済上きわめて重要な役割を果たしておりますが、その生産の態様は、大規模漁業から零細な沿岸漁業まで、多種多様となっております。その中にあって、中小漁業は、総漁獲金額のおおむね半ばを占め、わが国漁業において主要な地位にあります。最近、漁業経費の増大、国際的な漁業規制の強化等に対処して、その近代化と合理化をはかることが緊要となっている業種が見られるのであります。

このため、これらの業種にかかわる中小漁業に

ついて、沿岸漁業等振興法に規定する中小漁業に関する国の基本的施策の方向に沿つて、生産性の向上その他経営の近代化を促進してその振興をはかる施策を計画的に推進するための措置を講じ、わが国漁業の健全な発展に寄与することとし、本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、本法案による措置の対象となる中小漁業者及び業種の範囲であります。中小漁業者は、漁業を営む個人または会社で一定の要件に該当するもののほか、漁業を営む漁業協同組合及び漁業生産組合といたしております。また、業種は、漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれている業種であつて、漁獲量の変動、漁業経費の増大等により当該中小漁業者の相当部分の経営が不安定となつておりまたは不安定となるおそれがあるため、その振興をはかることが特に必要と認められるものとして政令で定めるものとしております。

第二は、農林大臣は、対象業種ごとに、その業種の振興に関する施策を計画的に推進するため、経営の近代化の目標及び目標達成のため改善すべき基本的事項を内容とした中小漁業振興計画を定めなければならないこととしております。

第三は、農林漁業金融公庫は、対象業種にかかわる漁業を営む中小漁業者に対し、農林漁業金融公庫法で定めるところにより、その者が中小漁業振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるように漁船の建造等を行なうのに必要な資金の貸し付けを行なうものとしております。また、これに伴い、附則で農林漁業金融公庫法を改正し、同公庫がこの資金を貸し付ける場合の貸し付け利率を一般の場合よりも低く定めることとしております。

第四は、農林大臣は、対象業種にかかわる漁業を営む中小漁業者が合併、現物出資等を行なう場合において、その合併、現物出資等により当該中小漁業者の営む漁業の生産性が著しく向上し、中小漁業振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなる旨の認定をすることができるとした。当該認定を受けた中小漁業者に対しては、租税特別措置法で定めるところにより、法人税または登録免許税を軽減することとしたしております。また、対象業種にかかわる漁業を営む中小漁業者の所有する固定資産について、同法で定めるところにより、特別償却をすることができるとしたとしております。

以上が、本法案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

次に、外国人漁業の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最近において、外国漁船がわが国近海における漁業に進出する機運が見られるとともに、わが国の港への寄港等によりその操業活動を増大させようとする動きも認められるのであります。これをこのままに放置すれば、一定の秩序ある規制のもとに行なわれているわが国漁業に及ぼす影響はきわめて憂慮すべきものと考えられるのであります。また、わが国はアメリカ、ソ連等の諸国との間において漁獲規制等に関する条約を締結し、これを遵守すべき義務をわが国に負つておるものであります。わが国近海においてこれら条約のワケ外にある外国人漁業の操業活動を放任助長することは、国際条約遵守の観点からするわが国の国際的立場を著しく困難とするおそれなしとしないのであります。

このうちな事態に対処して、政府は、昨年九月、外国人漁業の操業活動を規制する旨の閣議決定を行ない、以来、その趣旨に沿つて、行政措置により、外国人が行なう漁業活動及び漁獲物等の外国漁船からの陸揚げにつき必要な規制を行なつてまいつたのであります。なお十分とはいへない状況にあります。このため、今回、これらの規制を含め

業者の営む漁業の生産性が著しく向上し、中小漁業振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなる旨の認定をすることができるとした。当該認定を受けた中小漁業者に対しては、租税特別措置法で定めるところにより、法人税または登録免許税を軽減することとしたしております。また、対象業種にかかわる漁業を営む中小漁業者の所有する固定資産について、同法で定めるところにより、特別償却をすることができるとしたとしております。

以上が、本法案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

次に、外国人漁業の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最近において、外国漁船がわが国近海における漁業に進出する機運が見られるとともに、わが国の港への寄港等によりその操業活動を増大させようとする動きも認められるのであります。これをこのままに放置すれば、一定の秩序ある規制のもとに行なわれているわが国漁業に及ぼす影響はきわめて憂慮すべきものと考えられるのであります。また、わが国はアメリカ、ソ連等の諸国との間において漁獲規制等に関する条約を締結し、これを遵守すべき義務をわが国に負つておるものであります。わが国近海においてこれら条約のワケ外にある外国人漁業の操業活動を放任助長することは、国際条約遵守の観点からするわが国の国際的立場を著しく困難とするおそれなしとしないのであります。

このうちな事態に対処して、政府は、昨年九月、外国人漁業の操業活動を規制する旨の閣議決定を行ない、以来、その趣旨に沿つて、行政措置により、外国人が行なう漁業活動及び漁獲物等の外国漁船からの陸揚げにつき必要な規制を行なつてまいつたのであります。なお十分とはいへない状況にあります。このため、今回、これらの規制を含め

業者の営む漁業の生産性が著しく向上し、中小漁業振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなる旨の認定をすることができるとした。当該認定を受けた中小漁業者に対しては、租税特別措置法で定めるところにより、法人税または登録免許税を軽減することとしたしております。また、対象業種にかかわる漁業を営む中小漁業者の所有する固定資産について、同法で定めるところにより、特別償却をすることができるとしたとしております。

以上が、本法案の提案理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

まして、外国人が漁業に關するわが國の港その他の水域の使用につき必要な規制措置を講ずることにより、わが國漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に對処することとし、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第一に、外国人及び外國法人は、農林大臣の指定するものを除き、本邦の水域において漁業を行なつてはならないこととしております。

第二に、外國漁船の船長は、海難を避け、または航行もしくは人命の安全を保持するため必要な行為のみをしうとする場合、外國から積み出された旨の証明のある漁獲物等の陸揚げのみをしうとする場合を除き、外國漁船を本邦の港に寄港せしめようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならぬこととしております。また、許可を受けて寄港すべき場合において、許可を受けずに寄港している外國漁船については、農林大臣は、その船長に對し、当該外國漁船を本邦の港から退去させるべきことを命ずることができることとしております。

第三に、一定の場合を除き、外國漁船の船長は、港以外の本邦の水域において漁獲物等を転載し、または積み込んではいないこととする。また、日本船舶等の船長は、外國漁船から転載を受けた漁獲物等を本邦に陸揚げしてはならないこと等として、これらの転載等により外國人の漁業活動が助長されることを防止することとし、外國漁船に對する寄港許可制度とあわせて、わが國漁業の秩序の維持に万全を期することとしております。

第四に、本法律案に規定する事項に關して條約に別段の定めがあるときは、その規定によることとするほか、權限の委任及び罰則につき所要の規定を設けております。

以上が、本法律案の提案理由及びその主要な内容であります。

○委員長(野知浩之君) 次に、中小漁業振興特別措置法案に對する衆議院における修正点について説明を聴取いたします。衆議院農林水産委員長名武君。

○衆議院議員(本名武君) 中小漁業振興特別措置法案に對する修正点につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この修正は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派の意見一致を見て共同提案により行なわれたものであります。

御承知のとおり、内閣提出にかかる中小漁業振興特別措置法案は、農林大臣が定める中小漁業振興計画の円滑な実施をはかるため、低利な農林漁業金融公庫からの融資と税制上の優遇措置を講じて中小漁業の近代化を促進してその振興をはかるうとするものであつて、この振興計画の策定は、本制度の根幹をなす最も重要な施策となつておるのであります。

したがつて、農林大臣が振興計画を定め、またはこれを變更しようとするときは、広く學識経験者の意見を聞いて、民主的に適切な計画を定めることがぜひとも必要な措置であると考えられるのであります。

このように観点から、中小漁業振興計画を定め、またはこれを變更しようとするときは、事前に、この法律案の母法である沿岸漁業等振興法に基づく沿岸漁業等振興審議会の意見を聞かなければならないように追加法定しようとするものであります。

このことに伴い、法律案第三条に新たに三項を加え、沿岸漁業等振興審議会の權限を拡大するとともに、附則に一項を加え、総理府設置法を改めて、沿岸漁業等振興審議会の設置の目的を整備しようとする次第であります。

以上、簡單であります。修正点についての趣旨説明を終わります。

○委員長(野知浩之君) 次に、両案の補足説明及び資料説明を聴取いたします。水産庁長官。

○政府委員(久宗高君) 中小漁業振興特別措置法案につきまして、補足的に御説明申し上げます。

この法案は、提案理由で御説明申し上げましたとおり、振興をはかることが特に必要と認められます業種に属する中小漁業につきまして、その振興に關する施策を計画的に推進するための措置を講じて漁業の健全な発展に寄与することを目的としておりまして、中小漁業の振興に關する國の講ずべき措置について規定いたしました。沿岸漁業等振興法に即応して提案いたしました。

この法案の内容をいたしましては、第一には、この法案による措置の対象となる中小漁業者及び業種の範囲、第二には、農林大臣による中小漁業振興計画の策定及び公表等に関する事項、第三には、この計画に即した漁船の建造等に要する資金の農林漁業金融公庫からの貸し付けに關する事項、第四には、この計画に即するように行なわれる合併、現物出資等の場合における課税の特例等に關する事項につき規定いたしました。

以下、その細目につきまして若干補足させていただきます。

第一に、この法案による措置の対象となる中小漁業者及び業種の範囲についてであります。これは第二条に規定いたしております。

中小漁業者の範囲は、漁業を営む個人または会社であつて、その常時使用する漁船の合計総トン数が二千トンを超えない範囲内において政令で定めるトン数以下であるもの、漁業を営む漁業協同組合及び漁業生産組合といたしてあります。また業種は、指定業種として政令で指定することとしたしております。指定業種の指定は、漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれている業種であつて、漁獲量の変動、漁業経費の増大等により中小漁業者の相当部分の経営が不安定となつており、または近い将来不安定となるおそれがあるため、振興をはかることが特に必要であるとして認められるものに限り、行なうものとしたしております。なお、指定業種といたしましては、昭和四十二年度においては、カツオ・マグロ漁業及び以西底びき網漁業の二業種を指定することを予定いたしました。

第二に、農林大臣による中小漁業振興計画の策定及び公表等についてであります。これは第三条及び第四条に規定いたしております。中小漁業の振興に關する施策を計画的に推進するためには、中小漁業の経営の近代化の目標を示すとともに、目標達成のための改善すべき基本的事項を明らかにしておくことがきつて重要なことであることにかんがひまして、農林大臣は、指定業種ごとに、これらの事項を内容とした中小漁業振興計画を定めなければならないこととしていたしております。この計画の期間は、五年間といたしたいと考えております。

また、農林大臣は、中小漁業振興計画を定めるとき、またはこれを變更したときは、その要旨を公表するとともに、その計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なうものとしたしております。

第三に、中小漁業振興計画に即するように行なう漁船の建造等に要する資金の農林漁業金融公庫からの貸し付けに關する事項でございます。これは第五条に規定いたしております。農林漁業金融公庫は、中小漁業振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるように漁船の改造、建造等を行なう中小漁業者に對しまして、それに要する資金の借り入れの申請に基づき、農林漁業金融公庫法で定めるところによりまして、当該資金を貸し付けようとするところであります。また、これに伴い、附則で農林漁業金融公庫法を改正し、このような場合における漁船資金の貸し付け利率を一般の漁船資金の貸し付けの場合よりも低利の六分五厘と定めることとしていたしております。なお、昭和四十二年度においては、この資金の貸し付けワツとして三十億円を計上いたしております。

第四に、中小漁業振興計画に即するように行なう合併、現物出資等の場合における課税の特例等に關する事項であります。これは第六条及び第

七条に規定いたしております。

これは、中小漁業者が中小漁業振興計画に定める経営の近代化の目標に達するために合併、現物出資等を行なう場合があり、その合併、現物出資等を円滑に行なわせるために課税の特例の措置を講ずることを定めたものであります。この場合、農林大臣は、中小漁業者に対して、その者が合併、現物出資等を行なうことにより、その漁業の生産性が著しく向上し、かつ、計画に定める経営の近代化の目標に達することとなると認められる旨の認定を行なうとともに、現物出資についてこの認定をする場合には、当該出資にかかる資産が当該出資を受ける法人等の営む指定業種の漁業に必要なものである旨の認定をあわせてすることができるといたし、これら認定を受けた中小漁業者等については、租税特別措置法で定めるところによりまして、法人税または登録免許税を軽減することとしたものであります。また、指定業種の漁業を営む中小漁業者は、租税特別措置法で定めるところによりまして、その有する固定資産について特別償却をすることができるといたしております。

なお、以上の課税の特例の措置は、この法案と関連して別途提出され失般成立を見ました租税特別措置法の一部を改正する法律におきまして規定されております。

その内容は、農林大臣の認定を受けて法人が合併した場合の清算所得にかかる課税について繰り延べを認めるとともに、農林大臣の認定を受けて現物出資した場合にも当該法人の特別経理を条件に課税の繰り延べを認めること、また、これら合併及び現物出資の際の会社の設立、増資または不動産、漁船の取得の登記等に関する登録免許税を軽減すること、及び指定業種の漁業を主として営む中小漁業者の漁船の償却にあつては通常の償却額の三分の一の割増し償却を認めることとなつております。

以上をもちまして、中小漁業振興特別措置法案の提案理由の補足説明を終わります。

続きまして、外国人漁業の規制に関する法律案の提案理由につきまして、補足的に御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由で御説明申し上げましたとおり、外国人がわが国の港その他の水域を使用して行なう漁業活動の増大により、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に対処いたしまして、外国人が漁業に關してする当該水域の使用につきまして必要な規制措置を定めようとするものであります。法律案の内容をいたしまして、第一には、本邦の水域において外国人等の行なう漁業の禁止、第二には、外国漁船が本邦の港に寄港しようとする場合についての農林大臣の許可に関する事項、第三には、外国から積み出された旨の証明のない漁獲物等の転載等の禁止、第四には、権限の委任、条約の効力等についての所要の措置につき規定いたしております。

以下、その細目につき若干補足させていただきます。

第一に、外国人等の漁業の禁止についてであります。これは第三條に規定いたしております。すなわち、日本の国籍を有しない者または外国法に基づいて設立された法人その他の団体もしくは外国人に本店もしくは主たる事務所を有する法人その他の団体は、農林大臣の指定するものを除き、本邦の水域において漁業を行なつてはならないことといたしております。なお、この場合の漁業とは、水産動植物の採捕または養殖の事業をいうことといたしております。

第二に、外国漁船が本邦の港に寄港しようとする場合についての農林大臣の許可に関する事項についてであります。これは第四條及び第五條に規定いたしております。まず、外国漁船の船長または船長に代わつてその職務を行なう者は、当該外国漁船を本邦の港に寄港せしめようとする場合には、海難を避け、もしくは航行や人命の安全を保持するため必要な行為のみをしようとするとき、外国から積み出された旨の証明のある漁獲物等の

陸揚げのみをしようとするとき、または外国から積み出された旨の証明のない漁獲物等の陸揚げであつてもわが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとはならないものを除き、農林大臣の許可を受けなければならないことといたしております。農林大臣は、この寄港の許可の申請があつた場合には、当該寄港によつて外国漁船による漁業活動が助長され、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるときを除き、その許可をしなければならないこととする。また、農林大臣は、外国漁船が寄港の許可を受けるべき場合においてその許可を受けずに寄港していると認めるときは、その船長に対し、当該外国漁船を本邦の港から退去すべきことを命ずることができるといたしております。

なお、外国漁船とは、日本船舶以外の船舶であつて、漁業設備を有するもの、または漁業の用に供され、もしくは漁場から漁獲物等を運搬しているものとし、また、本邦の港とは、港灣法上の港灣区域の定めのある港灣及び漁港法上の漁港をいふことといたしております。

第三に、外国から積み出された旨の証明のない漁獲物等の転載等の禁止についてであります。これは第六條に規定いたしております。この規定は、本邦の港以外の水域におけるその証明のない漁獲物等についてその転載等の行為を規制することにより、外国漁船に対する寄港許可制度とあわせてわが国漁業の秩序の維持に万全を期せようとするものであります。すなわち、外国漁船の船長は、外国から積み出された旨の証明のない漁獲物等を、港以外の本邦の水域において、他の船舶に転載し、または他の外国漁船から積み込んでならないことといたしております。また、外国漁船以外の船舶の船長は、港以外の本邦の水域において、外国から積み出された旨の証明のない漁獲物等を外国漁船から積み込んでならないこととする。また、本邦の水域以外の本邦の水域において外国漁船から積み込んだこれら漁獲物等を、本邦の港において、陸揚げし、または他の船舶に転載して

はならないことといたしております。なお、これらの転載等の禁止は、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないと認められる場合には、適用しないことといたしております。

第四に、その他の所要の措置についてであります。これは第七條から第十條までに規定いたしております。その一は、権限の委任についてでありまして、寄港の許可及び退去命令についての農林大臣の権限は、その一部を都道府県知事に委任することができるといたしております。その二は、条約の効力についてでありまして、本法律案に規定する事項に關し別段の定めがあるときは、その規定によることといたしております。その三は、罰則について所要の規定を整備いたしております。

以上をもちまして、本法律案についての提案理由補足説明を終わります。

続きまして、御配付いたしております資料につきまして、ごく簡単に一応の御説明をいたしておきたいと思ひます。

「中小漁業振興特別措置法案関係統計資料」という横刷りのものがございまして、それから御説明いたしますが、最初のページに目次がございまして、で、ちよつとごらんいただきますと、一応三つに分かれておりまして、中小漁業全般の生産量及び生産金額、それから第二に主として中小漁業の中での立った漁業についての概況、第三がカツオ・マグロ漁業及び以西及び網漁業につきましてやや各論的に少し詳しいものを載せております。

以下、順を追ひまして、ごく簡単に御説明を加えておきたいと思ひます。

一ページをおあげいただきますと、全体の漁獲高がここに出ておるわけでございましてけれども、三十五年と四十年と比較をいたしております。なお、最近、四十一年度の数字が出まして、全体といたしまして七百七万トンという数字が出ておりますが、その内訳がまだ十分整理できまへんのので、ここでは全体の漁獲高の中で、沿岸漁業

でございますとか、あるいは中小漁業、あるいはその他の漁業に分けて数字を出しております。ちょうど真ん中辺の構成比を見てくださいと、沿岸漁業が三三%、中小漁業といわれますのが約半分五二%となっておりますが、金額でならいいただきますと、一番右の端でございますが、沿岸は金額で申しますと四一%のウェイトを持つということでございます。

次のページをのぞいていただきますと、二ページでございますが、ここでは主として中小漁業の範疇に入りますものにつきましての大体の生産量と生産金額が載っております。これは一応の参考のために載せております。

第三ページでございますが、漁業の内容、収益性の中身について多少触れておりますので、簡単に御説明いたしますと、上から二番目のところに、今回指定を予定しております以西底びき網漁業のいろいろな計数が出ております。一番右をのぞいていただきますと、投下資本利益率というのがございます。やや安定しているかのように思われるわけでございますが、三十八年以降やや下り坂になっておりますが、先の見通しを考えると、いろいろ網目の制限でございますとか、韓国との競合関係もございまして、必ずしも樂觀を許されないというところで、対処の措置が必要ではないかという感じを持っておるわけでございます。

次のページをのぞいていただきますと、四ページでございますが、上段のほうにカツオ・マグロ漁業の数字が出ておりますが、一番右をのぞいていただきますと、投下資本利益率はなほ悪いわけでございます。特に三十八年以降急激に下降をいたしました。四十年度におきましてはマイナスになっておるといふような事情でございます。これは、もちろんカツオ・マグロ全体をひくくるめたものでございまして、こういう計数になっております。

それから第五ページでございますが、これは主要漁業の物的生産性を指数であらわしましたもので、注の(1)のところをのぞいていただきますと、各種

の漁業種類につきまして、毎年の漁獲量を年間の漁獲努力量——これは漁船トン数に操業日数を掛けたものでございまして、それで割りましたものを、三十五年を一〇〇として指数化したいたしましたもので、まん中辺に以西底びき網漁業の数字がずつと出ておりますが、三十七年以降ずつと下降の傾向をたどつてきておりますので、警戒を要するよう思われます。また、マグロはえなわ漁業、右から二番目でございますが、これも下降の傾向をたどりまして、八三という数字が出ております。

次の六ページにおきましては、これは自己資本比率の推移を見ておるわけでございます。特徴的なものはマグロはえなわでございます。右の半分の一番下のほうをのぞいていただきますと、四十年度におきまして平均いたしました自己資本の比率で四一%ということで、非常に低くなつております。特にトン数でのぞいていただきますと、相当設備に金がかかりますので、二百トンから五百トン、あるいは五百トン以上というところになりますと、非常に低い自己資本比率になつてしまつておるわけでございます。

七ページでございますが、これ以下は各論でございます。ちょっと御注意いただきたいのは、上の段のカツオ・マグロのところ、三十九年と四十年の許可隻数が、急に四十年がふえておりますが、これは近海マグロをこの中に組み入れましたための制度改変によるものでございまして、次のページに注がついてございまして、御注意をいただきたいと思ひます。

二ページ飛ばしまして、九ページでございますが、いま言いましたカツオ・マグロと以西底びきにつきまして、階層別、経営組織別に組み直したものをここに掲げておきましたので、のぞいていただきたいと思ひます。

それから一〇ページの使用漁船隻数別経営体数でございますが、これは後々の御議論のときにも出ると思ひますが、カツオ・マグロでどのぐらいの隻数の経営を典型的な形として考えるかといつ

たようなときに御参考になるかと思ひわけでございます。一隻持っているもの、二隻、三隻とございしますが、三隻のところを線引いてみますと、約九六%をカバーすることになります。

それから一ページでございますが、表の第四でございますが、これは使用漁船の船型別の隻数でございます。左側にトン数をずつと書いてあるでございます。右側にトン数をずつと書いてあるでございますが、のぞいていただきますと、カツオ・マグロはトン数がばらつきがございまして、以西底びきの場合は五十トンから百トン、百トンから百五十トンのところに集中的にあるわけでございます。おのずから船型が問題になる漁業種類ではないかと思ひわけでございます。

それから二ページは、これはどうもあまりいい表でないのでございますが、これはカツオ・マグロが輸出に對してどのぐらい寄与しているかといふことを表現したいためにつくつた数字でございます。以上して、以西底びきはあまり意味がございませぬ。上のほうでのぞいていただきますと、生産の中でのぐらゐが輸出に回つていくかといふ数字がございまして、一番右の端をのぞいていただきますと、四十年度におきまして、数量にいたしまして三九・一%、金額にいたしまして三七・四%といつたようなウェイトを輸出に對してもつておるわけでございます。

それから次の三ページでございますが、表の六でございます。これは金融機関の関係を一応洗つてみたわけでございます。のぞいていただきますと、上が実数で、下に構成比が書いてございまして、構成比のほうでのぞいていただきますと、カツオ・マグロ漁業におきましては農林中金から借りているものが非常にウェイトが高いわけでございます。たとえば三十九年度末で——これは十二月末の数字でございますが、五二・四%というウェイトを持ってございまして、これに對しまして、以西底びきは、別の依存度と申しますか、たとえば地方銀行に對する依存度が高うございまして、約四五%、それから農林公庫のウェイトも相對的には高いようでございます。非常に特徴的

な違いがあるように思われます。

それから一四ページの表七でございますが、これは農林漁業金融公庫の側からどんなふうになっているのかわかるといふものをカツオ・マグロと以西底びきとに分けて出していただいておりますが、カツオ・マグロでも総計でも同じでございますけれども、三十七年、三十八年に件数も金額も非常にふえておるわけでございます。それ以後景気の循環もございまして、三十九年度には相当しぼられまして、それで急激に落ちていくように思ひわけでございます。そのような経過を含めまして、あらためて相当投資を要するのではないかと

いふに思われるわけでございます。

はなはだ不十分でございますが、一応中小漁業につきましては、御参考のために以上のような数字をまとめたわけでございます。

なお、引き続きまして、同じく横刷りでございしますが、「外国人漁業の規制に関する法律案参考資料」と横刷りのものがございまして、これをちょっと簡単に御説明申し上げておきたいと思ひます。

最初のページのところは目次がございまして、一は世界の主要国別漁獲量の推移、二番目にわが国の漁業の漁獲量の推移等、三といまして近隣諸国の漁業概要、四番目といまして日本近海におきます外国漁船の操業の事例、五は港灣・漁港一覧、六番目は最近の海外における日本漁船の操業状況といふような編成にいたしております。

最初の表でございますが、一ページは世界の主要国別の漁獲量の推移で、FAO資料から抜き出したものでございまして、御承知のように、ペルーがカタクティワシが非常にとれますために膨大な漁獲量となりまして、漁獲量といたしましては世界一になっておるわけでございます。わが国は、金額では世界一でございますけれども、量におきましてはさうな意味で二位になっております。この中で特に注目されますのは、ソ連関係におきまして三十六年以降逐年非常に伸びを示しておる

わけでございます。中共関係の数字がほしいわけ
でございますが、三十五年までの数字で切れてお
りまして、その先がわかりませんので、ここには
掲げておりません。

それから二ページでございますが、わが国の漁
獲量の推移、これは先ほど中小漁業のほうで御説
明いたしましたものでございますので、省略いた
しますが、漁船勢力の推移が右のほうに出ており
ます。約三十八万隻でございます。無動力船がそ
のうちに十六万隻もあって、三十六年以降減つ
てはおりますけれども、相当ウエートがあること
がわかります。

それから三ページでございますが、これはほん
の御参考までに、いわゆる指定漁業と申しまして
大臣が許可しておりますものにどんな漁業の種類
があつて、どんなふうに行つてゐるかということ
をおおよそまとめたものでございます。

四ページでございますが、近隣諸国の漁業概要
ということで、これは韓国の数字をあげておりま
す。特徴的なのは、無動力船が八五%もあるとい
うことでございます。

それから五ページは台湾の漁業でございまし
て、漁船隻数で申しますと韓国の約半分、漁獲量
は右に掲げたようなものでございます。

それから六ページにソ連の数字が出ております
が、これはFAOの資料でございまして、四十年
度ははつきり出ておりませんので、これはあらた
めてまた御説明の際にでも詳しく申し上げたいと
思います。

それから七ページは、最近に日本周辺におきま
して動きのあつたソ連と韓国の動きにつきまし
て一応記述をいたしております。

八ページ、九ページに、漁港、港の問題になりま
すので、港湾法によりますものと漁港法によりま
すものとつけ加えておきました。

最後の一〇ページでございます。この図をごら
んいただきますと、これは最近の日本漁船が世界
の七つの海をどこでどういう活躍をしておるか
というのを一応付加したものでございまして、ご

くざつとしたものでございますが、さうな活動
状況になつておるわけでございます。

たいへんはしりまして恐縮でございますが、
以上でございます。

○川村清一君 ちよつと資料をお願いしま
す。

せつかく説明いただきました資料でございま
すから、中小漁業のことでございますけれども、七
ページに、経営体数、就業人数、生産量等の推移
でカツオ・マグロの表がありますが、これは隻数
が出ておりますが、ひとつこへ総トン数を入れ
ていただきたい。

それから九ページ、一〇ページ、一一ページ、
これは階層別経営組織別経営体数、使用漁船隻数
別経営体数、使用漁船の船型別隻数とあります。
これを経営体の経営体別、いわゆる個人、漁業協
同組合、生産組合、その他の法人別に分けていた
だきたいと、こう思うわけがあります。

それから外国人漁業のほうは、二ページの表で
すが、これは質問の中で聞きますけれども、それ
はそれといたしまして、主要漁業について、種別
ごとに生産の推移、着業統計の推移、それから漁業
就業者、それから漁業労働者の賃金調べ、こう
いったようなものをつけた表をいただきたい。

それから三ページ、せつかくこういふ表を出し
ていただいたんですから、これに漁獲量をひとつ
つけていただきたと、こう思うわけでありま
す。隻数、漁場、それからトン数が出ておるわけ
であります。漁獲量が出ておりませんから、そ
れを出していただきたい。

それから七ページ、これはソ連と韓国の日本近
海に來てゐる漁船の実態が出ておりますが、これ
はいつたいつこういふ状態を視認されておるの
かちよつとわかりませんので、ソ連などは相当早
くからわが北海道あるいは三陸沖合に來ており
ますから、わかりましたら年次別に、それから漁
獲量等につきましても、ソ連などは発表しておる
数字があると思うのであります。発表しておるも
のがなければ推定量でかまいませんので、漁獲量
をひとついただきたい。

それから一番最後の九ページ、せつかく漁港の
表を出していただきましたので、これをもつと発
展させていただきます。第一整備計画、第二
次整備計画、第三次整備計画、それぞれ都道府県
別に計画に載せられた数字、それから完成港、その
年次、一次、二次で完成できなかった、あるいは
次の計画に繰り越されておるわけですから、その
繰り越された数、したがって、その事業の繰り越
し、それから事業の進捗率、こういふようなこ
とがはつきりわかるような資料を出していただ
きたい。

それからこれに関係ないものも若干ありますの
で、お願いします。

第一は、昭和四十一年九月十六日付、運輸省員
基第六四四号、漁船及び小型船舶員の労働条件改
善指導要綱。

二番目、昭和三十七年八月三十一日付、水産庁
三七水漁第四七四号、漁船船員の労働環境改善
のための措置要綱。

三番目、海難事故件数調べ、昭和三十五年以
降、これをトン数別、海域別、業種別、それから
人的損害。これはおそらく四十年か四十一年ぐら
いまでしか出てこないと思ひますので、ぜひ四十
二年の六月末まで、これはこし北のほうで海難
事故が非常に多かつたので、確実な数はもちろ
ん出てこないと思ひますけれども、調査されてま
るものでけつこうでございますから、四十二年
の六月末まで調査されて、トン数別、それから業
種別、それから人的損害数、これを出していただ
きたい。

それから四番目に、拿捕事件の件数調べ、これ
は昭和三十年以降、海域別、それから帰還、未帰
還数。

それから五番目、世界沿岸国の領海調べ、これ
は世界で三海里だ、六海里だ、十二海里だ、い
ろいろありますから、三海里を主張している国、
六海里を主張している国というふうな世界の各国
を分けていただきます。さらに、領海の外側にあ
るいわゆる排他的管轄権を行使する水域——専管

水域ですね、そういうものを持つておる国、その
専管水域の幅、これをひとつつけていただきたい
と思ひます。

それから六番目、日韓条約に基づく無償三億ド
ル、有償二億ドル、それから民間協力資金三億ド
ル以上、そのうち漁業協力資金九千万ドル、韓国
漁業振興にいろいろ使われておる韓国の漁業振興
計画、これがまあ日本政府も相談にあつてお
ることと思ひますから、その計画の実態を出して
いただきたい。それから協力資金が利用されてお
るならば、その資金の金融の実態、いわゆる金利、
償還期間等、こういふようなものについてもひ
とつ出していただきたいと思ひます。

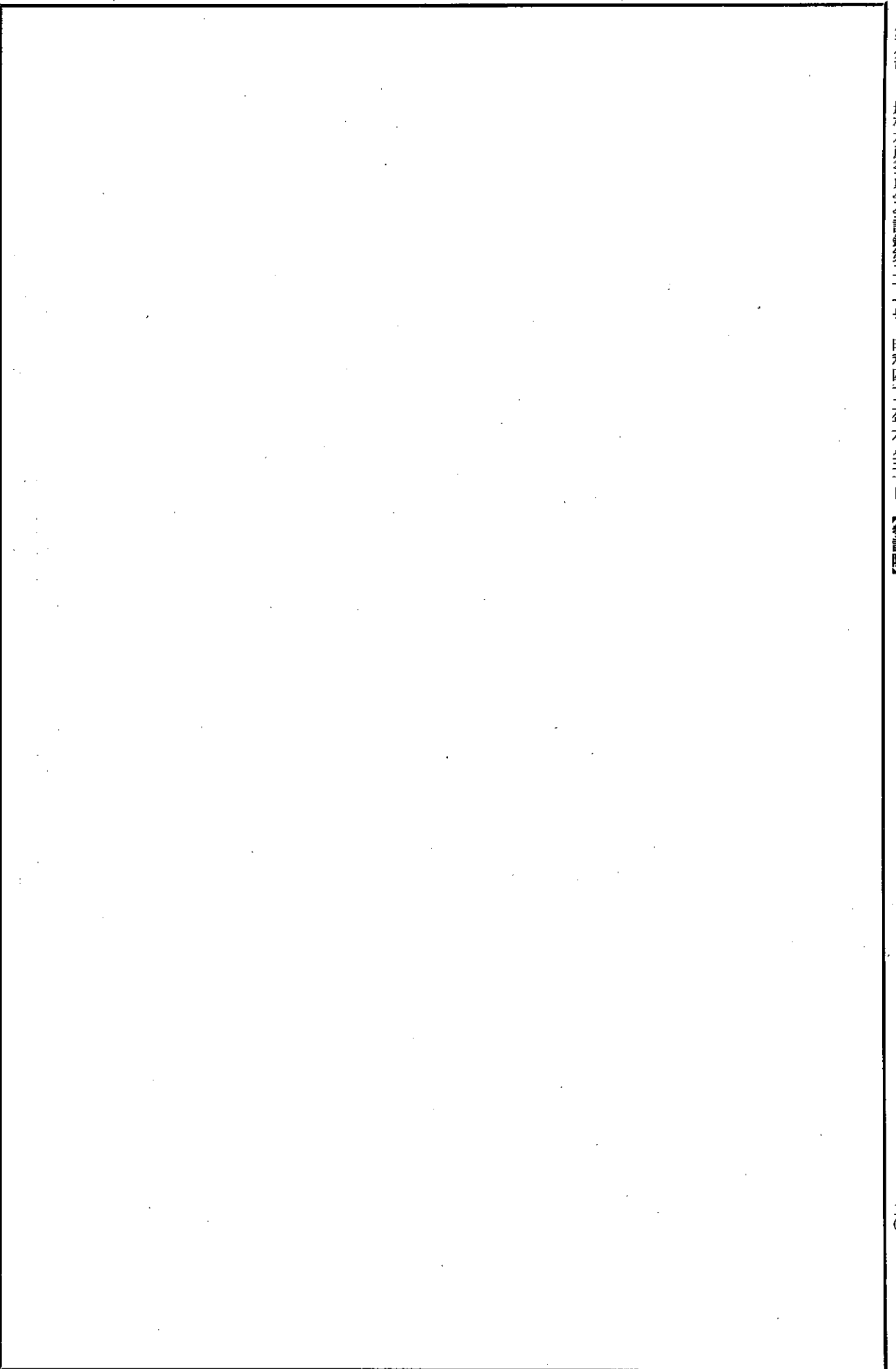
七番目、こしは漁業権の一斉更新の年であり
ますが、許可方針、許可の基準がすでに庁内にお
いては決定されておるといつたようなことも聞い
ておるわけでありまして、もし決定されておるま
したならば、それを出していただきたいし、未決
定でございますならば、まあ検討されております
ところの方針、そういつたようなものを出して
いただきたい。

以上です。

○委員長(野知浩之君) ただいまの川村君の資料
要求に対して、政府の御答弁を願ひます。

○政府委員(久松高君) 一ぺんにたくさん伺いま
したので、ちよつと自信がないのでござい
ますが、できるだけ調査いたしましたなるべく早く出
したいと思ひます。ただ、二、三おそろく表が資
料という形で計数がまとまらぬものもあると思
ひますので、それはあるいは口頭で御説明させて
いただくなり、便宜内容を御説明いたしたいと思
ひます。時間的には、若干中には仕分
けのつかないものがございますので、間に合わない
ものもあると思ひますけれども、できるだけ調製
いたしまして提出させていただきます。

○委員長(野知浩之君) 両案についての質疑は、
後日に譲ることいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十四分散会



昭和四十二年七月八日印刷

昭和四十二年七月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局